



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中世イギリスの“王立自由礼拝所” : J・H・デントンの所説に関する覚書（上）
Author(s)	東出, 功
Citation	北海道大學文學部紀要, 37(2), 1-51
Issue Date	1989-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33535
Type	departmental bulletin paper
File Information	37(2)_PL1-51.pdf



中世イギリスの“王立自由礼拝所”

——J・H・デントンの所説に関する覚書——

(上)

東 出 功

《はじめに》

本稿は、副題に明記されているように、下記の著書に関する覚書である。

Jeffrey Howard Denton,
English Royal Free Chapels 1100-1300,
a Constitutional Study
(Manchester University Press, 1970).

中世イギリスの“王立自由礼拝所”については筆者自身も以前から強い関心を抱いており、最近になってその代表例としてのロンドン聖マルティヌス大教会に関する一つの論稿を発表したばかりである^{a)}。これは同教会の歴代参事会長全員の経歴を検証し、彼らと国王行政との関連を通時的に展望したものである。いいかえると筆者は王立自由礼拝所としての同教会の聖職禄に注目し、それが聖職者官僚の給養財源に充当された事実を検証したのであって、筆者の考察は王立自由礼拝所一般の性格規定にまでは及んでいない。

a) 「ロンドン聖マルティヌス大教会と国王行政」上・中・下 (『北海道大学文学部紀要』通巻62・63・64号, 昭和63年)。

これに対してデントンの関心は、上記の副題から知られるように王立自由礼拝所それ自体の“憲法”すなわちその性格規定に向けられている。あるいは王立自由礼拝所一般における“自由”の意味内容が具体的に問われたというべきか。彼の問題関心は、筆者の前稿の関心とは基本的に

別種のものである。しかし本書は、仮に前稿との関連が希薄であるとしても、筆者の旧来の関心全般にとっては多くの貴重な示唆を含んでおり、筆者はこれによって視野拡大の機会をえた。

J. W. グレイは、本書に対する短評の末尾において次のような概括的評価を述べている。

「王立自由礼拝所のうちではコヴェントリ・リチフィールド司教管区所在の一群が重要であるにもかかわらず、これらに関する記述は必ずしも十分とはいいがたい。課税の問題についても言及が不足である。また司教座をもたない司教(参事会長)が司教の品級に固有の権限を行使するための各種協定についてもさらに詳細な言及が望まれる。しかしこれらの限界にもかかわらず、本書は重要な研究課題に対して有益な貢献をなした。」^{b)}

b) J. W. Gray: in *English Historical Review*, Vol. LXXXVII, No. 342, January, 1972, p. 167.

筆者もまた王立自由礼拝所と国王行政との関連について発言を期待していたが、わずか 190 頁の著書に多くを期待するのは適切でない。本書の評価はまさに“有益な貢献”の部分にそくしてなされるべきである。しかもグレイにとって“有益な貢献”は、もとより筆者自身にとっても有益であり、さらにわが国の研究者にとっても有益であろう。本稿はデントンの著書から筆者にとってとりわけ重要な情報を選択し、それらに若干の解説を付記したものである。

原著の構成は以下の通りである。

Preface (with Abbreviations and select bibliography)

Chapter

- I Introduction
- II The claim of exemption
- III The royal free chapels of the twelfth century
- IV The exempt royal deaneries in the fourteenth century
- V Castle chapels

VI The survival of spiritual freedom
Appendices I, II, III, IV and a map.

本稿はもっぱら筆者自身の都合によって（上）・（下）の2部に分けられた。まず（上）では原著の「緒言」から第4章までが扱われ、第5章・第6章は（下）で扱われる。念のため本稿執筆に当たっての留意事項を列挙しておきたい。

- ◇ 全体として原著本文の紹介は可能な限り簡略に留め、個別具体的な史実の紹介よりも、デントン説の骨格あるいは輪郭を強調した。
- ◇ そのために本文の一部とりわけ事例紹介の部分などは、筆者の判断によって可能な限り簡略化して注に移している。
- ◇ 逆に史料については筆者の裁量で補足したものがある。すなわち原著の脚注に示唆されている史料のうちで、原文が手もとにあるものについては本文の理解を助けるためにその要点を引用し、説明を補足した。
- ◇ 教会関係の術語については小林珍雄編『キリスト教用語辞典』（東京堂）などを参照にしたが、文脈によっては筆者なりの訳語や説明的な訳語に改めたものも少なくない。
- ◇ 「 」内の引用部分についても原文の“意味”を重視し、その見地からして過剰な修飾語を割愛する一方で、説明語句を任意に追加したところが少なくない。
- ◇ 原著参照の便宜のために段落の末尾に原著の頁を（ ）で示した。たとえば（p. 123）とは、その段落の末尾が123頁であることを示す。
- ◇ なお原著の第6章「霊的自由の残存」は、この主題の実証研究というよりもむしろ原著全体の総括という性格を帯びている。いいかえると第4章までの検証成果を11世紀以前との関連において“残存”として総括したものである。従って本稿（下）ではこれを単なる“要約”あるいは“紹介”に留めず、むしろ“抄訳”の形で提示したい。

* * * * *

緒 言 PREFACE

デントンはまず「緒言」において“王立自由礼拝所”を“在俗聖職者の共住聖堂 secular colleges”の一種として位置づけている。ここでいわれる“在俗聖職者の共住聖堂”とは、聖職者の“共住”という点において修道院と共通している。しかし修道院の共住者が修道士すなわち修道会所属の聖職者 (regular clerks) であるのに対して、このばあいの共住者は聖堂区所属の在俗聖職者 (secular clerks) である。この種の在俗共住聖堂は、12 世紀・13 世紀を通じてイングランド全土で 100 を超えていたという。12 世紀の初頭に解散したものもあり、13 世紀に創設されたものもある。それらは規模・格式においても多様であった。

在俗聖職者の共住聖堂としては、第 1 に在俗聖職者で構成される司教座聖堂参事会¹⁾がそれであり、第 2 に司教あるいは大司教のパトロン権のもとにある共住聖堂²⁾があげられる。王立の在俗共住聖堂は第 3 類とされ、それらは 13 世紀までに“王立自由礼拝所 royal free chapel”と呼ばれるようになった。

1) まず York の大司教座を筆頭に Chichester, Exeter, Hereford, Lichfield, Lincoln, London, Salisbury, Wells の司教座聖堂参事会が在俗聖職者で構成され、他方 Canterbury 大司教座を筆頭に Carlisle, Durham, Ely, Norwich, Rochester, Winchester, Worcester では聖堂参事会が修道士によって構成される。従って第 1 類とはヨークからウェルズまでの 9 司教座がそれに該当する。

2) 具体例としては Ripon, Beverley, Southwell の 3 聖堂があげられている。これら第 2 類の共住聖堂のパトロン権はいずれもヨーク大司教に帰属した。なおこの“patronagium (patronage)”とは、一般に“advocatio (advowson)”の一種と見なされる。

(1) collative advowson——聖職 beneficium (benefice) への任命権 collatio (collation) が所属管区の司教にあるとき、すなわち司教自身がその聖職の保護者 advocatus (advocate) であるときは、その司教の任命権がこのように呼ばれる。

(2) presentative advowson——管区司教以外の聖職者あるいは俗人がある聖職に関して候補者の推薦 presentatio (presentation) の権限をもつときは、その推薦権がこのように呼ばれる一方で、その推薦権者は“patronus (patron)”と呼ばれる。またこのばあいの被推薦者は管区司教から聖職の委嘱 institutio (institu-

tion) を受け、さらに聖職禄の授与 *inductio* (induction) を受ける。いいかえると被推薦者は“聖職の委嘱”によってその聖職に関する靈的権限を取得し、また“聖職禄の授与”によって俗的権限すなわち聖職禄の占有権あるいはそれからの収入を取得する。

デントンがこれらのうちの第3類つまり王立の在俗共住聖堂に注目する理由は、教会の規律が通例として教皇あるいは大司教・司教の裁判管轄権によって維持された時代に、国王がローマの支配の及ばない特殊な聖堂をもちえたという点にある。「王権 *regnum* と教権 *sacerdotium* との共存のためには、両者の相互依存が重大な要件となる。それにもかかわらず王立の在俗共住聖堂は独自に広い聖堂区 *parochia* (parish) を司牧し、しかも教皇・司教の統制の圏外にあった。その点でこれら共住聖堂は、原理・現実の双方において相互依存の断絶もありえたことの具体的例証である。」

「本書の課題は、在俗共住聖堂のうちで特権的な地位をもちえた聖堂を個別に確認し、またそれらの特権の内容を検証することにある。著者は王立共住聖堂の法制上の地位を再検討した。その限りにおいて、本書はいわば“憲法”に関する研究 *a constitutional study* である。」では“憲法”とは何か。この用語について特別の説明はないが、原著の文脈からすれば同頁の次の表現がほぼそれを説明しているものと推定される。
“a privileged status” “the nature of the privileges” “the status of royal colleges” “the internal organisation” ならびに “their legal standing” がそれである。しかも最後の“法律上の地位”とは“their spiritual liberties and immunities”であり、とりわけ靈的側面における教皇・司教からの免属特権が問題になっている。

本書の表題の“1100年から1300年まで”とは、著者自身によればきわめて大まかな上限・下限である。実際に本書の記述を見れば、必要に応じて14世紀にも及んでおり、また「最終章(第6章)では王立共住聖堂の“征服”以前における地位に関して若干の史料を手短に検証」している。

第1章 序 説 Introduction

著者はまず「序説」の冒頭で、おそらく1295年のある一連の請願に言及している。請願主体は高位聖職者で、1295年といえば本書の上限・下限のほぼ中間に相当する。請願原文の要点は以下の通りである。

「国王の礼拝所は、少なくとも14件にのぼる……(中略)¹⁾……請願の趣旨は、これらの礼拝所の実態調査を要請することにある、またそれらの内部において高位聖職者が裁判管轄権を適正に執行しうるように保障を要請することにある。」

1) 中略部分に以下の14件が列举されている(配列原文のまま)。

(1) King's portable chapel; (2) Waltham (Essex); (3) Wolverhampton (Staffs); (4) Tettenhall (Staffs); (5) Penkridge (Staffs); (6) Stafford (Staffs); (7) Bridgnorth (Salop); (8) Derby (Derby); (9) Shrewsbury (Salop); (10) Wimborne Minster (Dorset); (11) Bosham (Sussex); (12) St George's in the castle of Oxford (Oxon); (13) chapel of Dover (Kent); (14) St Martin-le-Grand (London). これら14件は「王立礼拝所という特殊な範疇に属する王立聖堂のすべてを網羅するものではないが、その大半を含んでいる」という。

ここでの“高位聖職者 *prelates*”とは、文脈からして大司教ならびに司教を意味しているとおもわれる。本書が対象とする時期は、グレゴリウス改革を発端とする教皇主導の改革の進行過程に相当する。「教会の側では霊的事項について排他的な裁判管轄権を主張したにもかかわらず、イギリスの国王は霊的事項についてなおも大権を持続した。しかもそれらの大権は単なる主張に留まらず、国王は王立礼拝所の所管の聖堂区内において司牧²⁾に関しても実際の統制力をもちえた。」上記の請願はまさにこのような事情を背景とするもので、本書の課題は「これら王立聖堂のうちの幾つかに国王の霊的特権が残存した事実を検証することにある」(p. 1.——原著の頁。以下同様)。

2) “*cura animarum* (*cure or care of souls*)”はその字義からすれば“靈魂の救済”つまり“救霊”であるが、本稿では一般の慣例に従って“司牧”という訳語

を用いた。後述の通りデントンにとって本格的な王立自由礼拝所とは、礼拝所の外にあるいは礼拝所に付属して独自に単数あるいは複数の聖堂区をもち、その聖堂区の住民に対して“司牧”の権限をもつものであった。その見地から以下の叙述においては、この“司牧”権限の有無が重要な問題点の一つになる。

デントンは本書の課題をこのように再説した上で、一連の用語の解説を展開する。まず“王立礼拝所 royal chapels”のうちで著者の関心対象は、大半が“王立在俗共住聖堂 royal secular colleges”である。しかもこの“在俗共住聖堂”とは、さらに厳密に言えば“(在俗) 参事会員の共同体 community of canons”であり、仮に“王立礼拝所”であってもそのような参事会の構成を欠くような小規模の礼拝所は考察の対象から除かれている。同様に“王立礼拝所”ではあるが独自に付属聖堂区をもたないような小規模の礼拝所も、やはり対象から除外された。

“在俗共住聖堂”の先駆はアングロ＝サクソン期の“minster”³⁾にも見いだされる。これも参事会員の共同体ではあるが、そこでは聖堂の収入が概して共有されるのに対して、征服以後の“共住聖堂”では参事会員が各自別個に聖職禄を与えられた。また“王立在俗共住聖堂”のうちでは中世後期においてまさに法人の形態を整え、参事会集会を設置し、法人の印章をもち、個別の聖職禄のほかに共通財源を確保しておく事例も見られた。

3) いうまでもなく“monasterium (monastery)”と語源において共通しているが、用法としては司教座聖堂 cathedral たとえば York, Lincoln, Lichfield の各聖堂のほか、Ripon, Southwell, Beverley, Wimborne など 在俗共住聖堂を意味することもある。

“王立共住聖堂”所管の付属聖堂区は“parochia (parish)”ともまた“decanatus (deanery)”とも呼ばれ、13世紀以降には後者が優勢になるという。前者は一般の聖堂区と共通に用いられ、後者の語義はその共住教会の参事会長“decanus (dean)”の所管領域であることを示している。ほかの王立礼拝所については“capellaria (chapelry)”という用語も見受けられる。これは礼拝所それ自体のみならず、所管の付属聖堂区を

意味することもある。要するにこれら3者間には語義において相違がなく、本書では史料の用語そのままに使用されるという (p. 2)。

次に史料の用例から“王立在俗共住聖堂”に関して以下の各種の表現が目されている。まず12世紀にはしばしば“capella regia (royal chapel)”あるいは“capella regis (king's chapel)”という用語が見受けられ、13世紀には“libera capella regis (king's free chapel)”という用例が次第に多くなる。またこれらと並んで“mea dominica capella (my demesne chapel)”という表現にも言及されている。最後の表現については、後段であらためて吟味しよう。

デントンはこれらがいずれも“王立在俗共住聖堂”について用いられる可能性を示唆した上で、2点の注意を付記している。その第1点は“王立(自由)礼拝所”と呼ばれるものがときには単なる“私用礼拝堂 oratory or private chapel”程度のものに過ぎず、常に“共住聖堂”であるとは限らないという事実である。第2点は、やはり“王立礼拝所”と呼ばれるものには“king's portable chapel”あるいは“chapel of the king's household”すなわち国王の家政内の礼拝所も含まれ、これは国王の巡幸とともに移動するもので、このような小規模の礼拝施設もまたその構成において“共住聖堂”ではないという事実である。要するにデントンの考察の対象は、上記の通りまず“在俗共住聖堂”であり、また独自に司牧すべき付属聖堂区をもつものに限定された (p. 3)。

続いて著者はこの“家政内礼拝所”あるいは“移動礼拝所”について手短かに言及し、これもまた“capella regis”と書かれることがあるという。しかしこれは“Chapel Royal”という特定の礼拝所を示すものであり、他の王立自由礼拝所一般との区別を明確にするために、本稿ではたとえば“王室小礼拝堂”とでも訳しておきたい。さらに著者は、ほぼ同時代のフランスにおける“王室小礼拝堂”との比較にも及んでおり、この比較論はそれなりに興味深い指摘を含んでいるが、本稿ではその紹介を割愛した (pp. 3-8)。

では“cap(p)ella”とはなにか。まず“capella”は“cappa (cape 外套)”

の縮小辞であり、それはもともと聖者マルティヌスの外套を収納するための施設を意味した。それがさらに聖遺物一般の収納所の意味に用いられ、やがて私用の小礼拝堂“oratorium”もその名で呼ばれる。“capella”はまた聖堂区聖堂の内部の“小礼拝堂”を意味し、あるいはしかるべき“母聖堂”に対していわば“娘聖堂”を意味することもある⁴⁾。

4) “ecclesia matrix (mother church)” “ecclesia filialis (daughter church)”とは一般に聖堂区聖堂とその支聖堂を意味する。本稿では文脈によって“母聖堂”“娘聖堂”とも訳した。

中世後期には、王立・非王立を問わず“自由礼拝所”と呼ばれるものが数多く出現した。これら“自由礼拝所”の“自由”とは一般に司教の裁判管轄権からの“自由”を意味するものと考えられ、筆者も前記の旧稿においてそのように述べた。ロンドン聖マルティヌス大教会の“自由”は、なるほどロンドン司教の裁判管轄権からの“自由”であった。しかしデントンによれば、このような解釈はすべての“自由礼拝所”に適用しうるとは限らない。彼はレスタ州内の Noseley に 13 世紀後半に新設された荘園礼拝所の事例に言及し、この“自由礼拝所”がリンカン司教の裁判管轄権から除外されていないという。この事例における“自由”とは聖堂区聖堂からの“自由”であって、司教からの“自由”ではない。しかもそのことはこの事例のみの例外的な事情ではなく、むしろ当時の“自由礼拝所”なるものの通例ですらあった。「国王が私有の礼拝所を設置するばあい司教からの干渉を望まない傾向があった。しかし仮に自由礼拝所と呼ばれていても、その用語だけでは司教の裁判管轄権からの自由を想定する根拠となりえない。」上記のノウズリの荘園礼拝所は、聖堂区聖堂と無縁であることによって“自由礼拝所”と呼ばれた。同様の礼拝所は国王の直轄荘園⁵⁾にも見られた。王城にはすべて“自由礼拝所”があり、しかも多くのばあい複数の礼拝所が内部に設置される。さらに小規模の“王立自由礼拝所”⁶⁾もあって、性格は必ずしも一様でない (p. 9)。

5) 次の事例があげられている。

- kng's free chapel on the manor of Nayland (Suff)
- king's free chapel on the manor of Faxfleet (E. Yorks)
- king's free chapel on the manor of Windsor park (Berks)

このうち最初の事例については、次の史料の所在が脚注で指摘されている。

“To J[ohn Salmon] bishop of Norwich. Inhibition of his presuming to exercise in the king's free chapel of his manor of Neyland (*sic*) or over the ministers thereof any jurisdiction, in derogation of the king's royal dignity …… as the king's free chapel of the manor, like his other free chapels, is exempt from all jurisdiction of the ordinary …… (1303)”——*Calendar of Close Rolls, 1302-07*, p. 75. デントンはこの史料の内容に言及していないが、ここでは司教が裁判管轄権の行使を意図したことのほかに、国王がその排除を指示していることが知られる。

6) 次の事例があげられている。

- royal 'hermitage' of Cripplegate London
- king's free chapel of St John Colney (Herts)
- king's free chapel of Aber (Carn., d. of Bangor, Wales)

このうち最後の事例については、次の史料の所在が脚注で指摘されている。

“Grant to Walter de Sutton, king's clerk, upon the resignation of Nicholas Hugate, king's clerk, of the king's chapel of Aber, in the diocese of Bangor (1309)”——*Calendar of Patent Rolls, 1307-13*, p. 110. これは“王立礼拝所”に国王の人事権が直接に及んでいることを示している。

デントンは次に“王立礼拝所”に対する教会側からの規制の意図とその実際の効果とに触れ、その規制の意図は、たとえば1138年のウェストミンスタにおける全国公会議の決定事項の中にうかがわれるという。この公会議の決定によれば、新規に私的な礼拝堂“oratorium”を設置するばあいには司教の同意が必要になった。しかしこの決定は新設の礼拝所に適用しえたとしても、既設の礼拝所には適用が困難であった。礼拝所に関して何らかの特権を主張するばあい、それらは一般に公会議以前からの既得権として主張されたということである。デントンとともにある特異な事例に注目しよう。

エドワード1世は、封主としての権利においてグロスタ州内ですなわちウスタ司教管区内で Nympsfield の荘園に付属する Kinley の“自由礼拝所”を後見することになった。これはあくまでも一時的後見であっ

て、その礼拝所が“王立礼拝所”に変わったことを意味しない。しかし国王は、この礼拝所についても“王立礼拝所”と同様に司教の裁判管轄権からの“自由”を主張した。明らかに拡張解釈の主張であるが、エドワード3世治世の1340年に司教はこの礼拝所を巡察した。国王側の拡張解釈は過渡的にしか貫徹されていない。いずれにせよ「非王立の礼拝所でも慣習上の何らかの権利を持続しえたかと推定されるが、司教の裁判管轄権からの自由は王立礼拝所にのみ適用されることになった。」逆にいえば非王立の礼拝所は仮に“自由礼拝所”であっても、その“自由”は司教からの“自由”を含みえなかったということである。この指摘は王立の“自由礼拝所”と非王立の“自由礼拝所”との性格の相違についてきわめて貴重な示唆を含んでいる(p. 11)。

デントンの説明はここであらためて用語法に戻り、それもまた貴重な示唆を含んでいる。まず“capella”と“ecclesia (church)”とが13世紀においてしばしば互換的に用いられている事実が指摘される⁷⁾。しかし一方では、当然のことながら両者の区別が明白なばあいもある⁸⁾。デントンはほかに“礼拝所”“聖堂”の互換の事例を指摘し、その背景に言及している。ヘンリ3世はリンカン司教管内のStonesfieldに直轄荘園をもっており、そこでも用語の互換が見られる⁹⁾。このばあいの互換の理由は必ずしも明白ではないが「ここでの重要な留意点は、この聖堂が実態において聖堂区聖堂であるという事実であり、しかもこれが仮に司教・国王によって“聖堂”とか“礼拝所”とか書かれていても、おそらく“capella regis”とは、また“dominica capella”とは呼ばれたことがないという事実である。」またこの聖堂区聖堂は、ある文脈において国王が「慣習上の権利をもつ“礼拝所”¹⁰⁾として書かれたことがある。しかしデントンの史料所見によれば、13世紀において「リンカン司教は同聖堂の司祭人事に関して国王からの被推薦者に対する完全な任命権を確立していた。」いいかえると司祭候補者に関する事実上の推薦権が国王にあるとしても、司教は教会法上の正規の任命権を確保していたということである。またこの“国王の聖堂”では、司教の裁判管轄権が有名

無実化されることがなかった。要するに「聖堂区聖堂が仮に国王のバトン権のもとにあるとも、また仮に“礼拝所”という名称を帯びていようとも、それだけでは司教の裁判管轄権からの自由を推定させる根拠たりえない。」デントンは、ここでまたしても“共住”か“非共住”かの相違を重視している。あるいは、史料の用語だけからの安易な速断に対する警告でもあろうか。彼の問題関心の対象は、あくまでも“共住聖堂”としての“王立自由礼拝所”の実態である (p. 12)。

7) デントンは史料の所在を注記するだけで原文を引用していない。そこで念のため以下にその2点の原文の要点を引用し互換性を確認しておきたい。① “…… in curia Christianitatis de advocacione *ecclesie* de Radeden’ etc., et versus Valentium Clericum de placito quare ipse sucutus est placitum in curia Christianitatis de advocacione ejusdem *capelle* (1221)”——*Curia Regis Rolls*, X, 222 f. ② “…… ad *ecclesiam* de Birketorp’, que vacat etc. et cujus advocacionem Walterus de Birketorp’ clamat versus priorem de Sempringham …… quia *ecclesia* illa non vacat …… ejusdem Walteri …… quicquid juris ipse habuit in *capella* de Birketorp’ …… (1222)”——*Ibid.*, p. 320. 同一の文書の中で同一の対象が2様に表記されている。

8) 次の文書においては、明らかに用語法の区別がうかがわれる。“…… concedit quod habeat *cappellam* suam liberam in curia sua quam prius habuit in eadem *ecclesia* de Ocham [Hockham] ……” かつて彼の“自由礼拝所”がホッカムの“聖堂”の“中に”あったということであるから、両者は同一物でありえない。

9) デントンの注記に従って次の史料を引用しておこう。① “Presentation of William de Coventre, chaplain, to the *chapel* of Stuntesfeld (*sic*), in the diocese of Lincoln (1248)”——*CPR*, 1247-58, p. 11. ② “Presentation of Geoffrey de Coventre, king’s chaplain, to the *church* of Stuntesfeld, in the diocese of Lincoln (1253)”——*Ibid.*, p. 193.

10) 脚注によればその原文は以下の通りである。“…… legata defunctorum et quaedam alia ad *capellam* nostram de Stinefeld (*sic*) secundum antiquam et approbatam consuetudinem pertinentia ……” 「死者の遺産のほかに、古来の承認された慣習によってストウンフィールドの“私の礼拝所”に所属するもの」

史料で“王立礼拝所”と明記されているものは、デントンによれば次の2群に分類される。第1群は前出の“王立礼拝堂”を始めとして国王

の私有の小礼拝堂である。これはそれぞれ性格が多様であり、絶対数において第2群を超えている。第2群はいわゆる“共住聖堂”である。両者の性格の相違としては、第1群がフランス国王の“王室小礼拝堂”と同様に司牧すべき固有の付属聖堂区をもたないという点も指摘されている。反面、聖堂区聖堂がいずれも“王立礼拝所”であったという証拠もない。要するに“王立共住聖堂”とは、単なる聖堂区聖堂からもまた司牧対象としての付属聖堂区を欠く小礼拝堂からも区別される。この分類は著者自身の予見あるいは独自見解ではなく、史料それ自体の検証からの結論として述べられている(p. 12)。

続いてデントンは、国王直轄荘園内の聖堂の性格に関して一つの事例を紹介している。ソールベリ司教管区内の Dalwood の“礼拝所”がそれであり、しかもこれは Stockland の聖堂区聖堂を母聖堂とし、その娘聖堂になっている。問題の“礼拝所”はかつて国王ジョンからロバート某に騎士知行の一部として与えられ¹¹⁾、1217年に母聖堂との間に同“礼拝所”の司祭の任命権に関して係争が発生した。その際のロバートの主張は“王立礼拝所”の特異な地位の一面を示すものとして注目される。

「ロバートの語るところによれば、礼拝所の所在地はかつて国王直轄荘園であった。旧来の慣習によれば国王直轄荘園の聖堂はすべて“礼拝所”と呼ばれるので、彼はこれを“礼拝所”と呼んでいる。しかしこれは彼によれば“自由礼拝所”であり、いかなる母聖堂にも従属しない。」¹²⁾

ここでは“礼拝所”ということばが二つの意味で考えられている。一方は“王立聖堂”であり、他方は“娘聖堂”の意味である。しかもロバートは“王立自由礼拝所”を一般の礼拝所から区別し、王立礼拝所の自立性すなわちその地域の聖堂区聖堂からの自立性を主張している。また彼の主張には、国王直轄荘園の聖堂がすべて“礼拝所”と呼ばれたという判断が含まれている。デントンはこれに対して「12世紀の状況はそれほど単純ではない」といいながらも、そこに征服以前のある状況が反映されているという。ここで“征服以前の状況”とは、荘園ごとに聖堂が配

置される以前の、従ってその聖堂ごとに聖堂区が形成される以前の状況を示している。「国王直轄荘園の聖堂が“王立礼拝所”と呼ばれているとき、それらは聖堂区聖堂ではなくて、むしろ“在俗共住聖堂”でありしかも概して古い起源をもつものであった」(p. 13)。

11) “Robertus Chantemerle tenet Dalewde pro quarta parte militis (a quarter of a knight’s fee) de dono domini Regis Johannis (1212)”——*The Book of Fees*, I, 88.

12) “Robertus dicit quod terra ubi capella sita est fuit aliquando de dominico domini regis et usagium fuit quod omnes ecclesie de dominicis domini regis vocabantur *capelle* et ideo vocat eam *capellam*, set dicit quod *libera* est, et non pertinet ad aliquam matricem ecclesiam.”——*Bracton’s Note Book*, iii, 313-14.

「序説」の最後は、ブラクトンならびにデントン自身の用語法の解説に当てられている。まずブラクトンは2種類の“capella”の存在を確認した上で一方は聖堂区聖堂の下位に従属するものつまり支聖堂であり、他方は逆にその上位にあるものとして区分した。しかも後者については次のような所見を述べている。

「(およそ“礼拝所”と呼ばれるものであれば、何らかの特権を享受することもありうる。)そのことは、国王の“礼拝所”がいずれの“聖堂”にも従属せず、また他の“礼拝所”にも付属しないという事実からも類推可能である。逆に“聖堂”と呼ばれるものについては、特権的な“礼拝所”に付属する事例もありえよう。」¹³⁾

このばあい“礼拝所”との対比で“聖堂”と呼ばれているのは、その実態において“聖堂区聖堂”である。問題を“礼拝所”一般から“王立礼拝所”に限定するならば、デントンが指摘するようにさらに詳細な分類が必要になる。すなわち“王立礼拝所”にはその配下に“聖堂区聖堂”つまり娘聖堂をもつものもあれば、他方に娘聖堂を欠くものもあるという事実である。ブラクトンの見解には後者について明示的な言及が見られない。デントンは後者の存在にも配慮した上で、前者のうちでは「とりわけ重要な“王立礼拝所”つまり“王立在俗共住聖堂”のみが実際に付

属聖堂区をもちえた」という判断を示している。いいかえるとブラクトンが指摘するような状況、すなわち“礼拝所”に娘聖堂が従属するという状況は“王立礼拝所”一般の通例ではなく、むしろ特異な事例であるという。要するにブラクトンは、この特異な事例すなわち“王立”でしか“在俗共住”の聖堂の定義を示したことになる。デントンによればこれら“王立在俗共住聖堂”については、13世紀を通じて“王立自由礼拝所”という名称が次第に定着する。デントンが“royal college”といい、また本稿で“王立共住聖堂”と呼ぶものは、すべて“在俗”の聖堂である。

13) “…… ut si sit capella domini regis quae nulli subiecta est ecclesiae nec ad aliquam pertinet, sed ecclesia poterit esse pertinens ad capellam talem.”—G. E. Woodbine (ed.), *Bracton, De Legibus et Consuetudinibus Anglie*, iii, 215.

デントンの次章以降の記述を正確に理解するためには、以下の指摘を念頭に置く必要がある。「本書において“royal free chapels”とは、数ある“royal chapels”のうちで付属聖堂区の司牧義務を帯びるものに限定される。しかし“libera capella regis (king’s free chapel)”という文言それ自体は、中世の史料で常にこの意味に限定されていたとは限らない。」要するに“王立自由礼拝所”とは、とりわけ13世紀以降の原史料の用語であり、他方の“王立共住聖堂”とは、デントン独自の用語法として“王立自由礼拝所”のうちの特異な事例すなわち「付属聖堂区の司牧義務を帯びるもの」の実態を表現している。「“王立自由礼拝所”はまさに特異な聖堂である。他の“capella (chapel)”においては、この用語が漠然と“ecclesia (church)”の同義語として用いられるばあいと別として、独自に司牧対象をもたなかったからである」(p. 14)。

ここで“王立自由礼拝所”の“自由”の意味についても、あらためて注意が喚起されている。従来の“自由”は、前述のノウズリの荘園礼拝所の事例に見られるように現地の聖堂区聖堂からの自由に過ぎない。これに対して“王立自由礼拝所”の“自由”はさらに広範囲に及び、単に

現地の聖堂区聖堂からの自由に留まらず「司教の裁判管轄権からの全面的“自由”」も主張された (p. 15)。

* * * * *

以上の「序説」の記述に対して、筆者はとりあえず次の2点を指摘しておきたい。第1点は“*royal free chapels*” “*king's free chapel*” という2通りの表現の相違である。デントンによれば、上記の通り前者はとりわけ13世紀以降の原史料の用語であるということであるが、その点には若干の注意を必要とする。原史料の“*libera capella regis*”あるいはそのフランス語の同意表現に“*royal free chapels*”という英語を対応させること自体には、必ずしも異存がない。しかし *Calendar of Patent Rolls* をはじめとして一連の大法官府記録では、ほぼ一貫して“*king's free chapel*”という英語が対応させられている。そこで筆者はむしろ“*royal free chapels*”をデントン独自の“術語”と考えたい。すなわち史料で“*king's free chapel*”と書かれているものを仮に“広義”の王立自由礼拝所というならば、著者のいう“*royal free chapels*”は、いわば“狭義”の王立自由礼拝所であり“術語”としての王立自由礼拝所である。狭義の王立自由礼拝所とは上記の通り“王立共住聖堂”である。

第2点は、次章以下の記述の基調を理解するために、問題の“自由”がまずもって国王側の“主張”であったという事実であり、その点を念頭に置く必要がある。その“主張”の現実の達成度は、時代によってもまた個別の事例によっても一様でない。各事例における“自由”の達成度は、国王側・教会側の双方の力関係に依存するということである。

第2章 免属特権の主張

The claim of exemption

この章では“王立自由礼拝所”の“自由”に関する主張の対立、すなわち国王側・教会側の主張の対立が扱われる。「13世紀およびそれ以降を通じて、歴代国王は王立自由礼拝所に関して司教の裁判管轄権からの

完全な自由を主張した。」それは司教管区内におけるいわば治外法圏の主張であり、その根拠としては教皇から特別に“免属特権 exemption”の認可をえたという主張がなされた。仮にその認可の事実が立証されれば、王立共住聖堂ならびにその付属聖堂区はまさに治外法圏として教会側から承認される。逆にその立証が不可能なときは、王国普通法上で違法の地位を主張したことになる。ここでデントンは、国王が免属の根拠として教皇からの認可を主張としたという事実注目する。その事実の意味は「司教が行使すべき裁判管轄権について、究極的にはそれを教会側の排他的権限として承認したことにほかならない。」なぜか。筆者なりに補足するならば、国王は一方で司教管区に関する司教の排他的権限を承認したことになり、他方では免属部分に関する国王の権限が教皇からの授権に由来するものとして追認したことになる。いいかえると王立自由礼拝所に関する国王の権限は、国王が司教権限の代行者として行使するものであり、しかもその代行権それ自体にしても教皇からの授権によって発生したことになる。そこで「重要な問題は、教皇から王立自由礼拝所に対して実際にどの程度の授権がなされたか、ということにほかならない」（p. 15）。

「12世紀を通じて司教権限の再定義がなされ、司教側の問題意識が次第に先鋭化した。」背景としては、前述の通りいわゆるグレゴリウス改革の影響が考えられよう。「その一つの結果として、司教権限からの自由なるものが関心の対象あるいは争点になった。」デントンによれば、この自由について2面からの検討が可能である。

第1に可能なことは、教皇から修道院に対する免属特権の認可に焦点を設定することである。「免属特権という用語の厳密な定義は、修道院の特権を検証することによってえられる。司教からの自由とは、教会側の主張によれば教会法上の免属を根拠とする。いいかえると（免属修道会に所属しない修道院においては）教皇勅書を個別に受給していること、しかもその勅書によってその修道院の名称ならびに特権内容が特定しうる必要がある。免属の認可とは例外の認可を意味し、例外とは司

教の裁判管轄権がすでに規範として確定していることを意味した。またこの認可によってその修道院は司教の裁判管轄権から分離され、教皇の裁判管轄権への直属の資格が認められた。」デントンはまず免属特権の意味をこのように説明している。

では免属特権は、免属修道会所属の修道院を始めとして特定の修道院にのみ固有の特権であるか¹⁾。この点についてデントンはチャーニの見解を紹介している。「教皇の権限強化は、修道院にとって司教の巡察からの免属を容易にした。」²⁾ なぜか。「在俗共住聖堂を別として修道院に関しては、12世紀を通じて免属特権が教皇からの文書によって認可されるようになった」³⁾ ということであり、教皇の免属認可権によって司教の裁判管轄権の一部が失われている。しかし教皇の認可が免属特権を含むか否か、常に明確であったとは限らない。たとえば1193年に教皇は Tavistock Abbey の特権を認可した。同修道院はそれを免属特権と解釈し、その「特権の証拠として」⁴⁾ 賦課金を支払ったが、勅書の文面には免属特権が明記されておらず、13世紀にはその免属特権が否認されている。また Sempringham 修道会に対する初期の勅書では、大司教・司教・司教補佐・地方主任司祭などによる不当なしかも慣習外の徴発からの自由を保障されたが、“synodalia” “episcopalia”⁵⁾ などと呼ばれる正規の司教課税からは解放されていない。同修道会が完全な免属特権を取得するのは1345年である。要するに特権の内容は、事例ごとにきわめて多様であったという。いずれにせよデントンによれば、司教権限からの免属の起源あるいは根拠を教皇からの認可だけで説明するのは、氷山の一角の説明でしかありえない (p. 17)。

1) 以下の4修道会ならびに7修道院が列举されている。

- Exempt Orders: Cluniacs, Cistercians, Premonstratensians, Military Orders
- Benedictine Houses: Bury St Edmunds, St Albans, Malmesbury, Evesham, St Augustine's Canterbury, Westminster
- Abbey of Augustinian Canons: Waltham Holy Cross

2) C. R. Cheney, *Episcopal Visitation of Monasteries in the Thirteenth*

Century, 1931, p. 44.

3) 例外として次の3件があげられている。

- Priory of Bromfield (Salop), O. S. B.
- Priory of St Oswald Gloucester (Glos), O. S. A.
- Priory of St Martin Dover (Kent), O. S. B.

これらはいずれも在俗共住聖堂から修道会所属に転換された。

4) “ad indicium libertatis”

5) “synodalia (synodal dues)” の “synodus (synod)” は単一国の全司教による公会議を意味することもあるが、このばあいには単一司教管区的全司祭会議を示している。この名称の献納は、司教の巡察の際に管区内の聖職者から司教に対してなされる。また “episcopalialia (episcopal dues)” とは、“synodalia” を含めて管区司教に対する慣習上のすべての献納の総称である。

そこで第2に可能なこととして、またはるかに重要な視点として、デントンは“私有聖堂 proprietary churches, *Eigenkirchen*”の発展に焦点を設定し、その視点から免属特権の由来を検討している。まず司教が私有聖堂に対する管轄権を確立するということは、聖堂所有者の権利を剥奪することにほかならず、司教側の意図は常に貫徹されたとは限らないという判断が述べられ、若干の免属修道院の事例が紹介される。たとえばウェストミンスター修道院などは、周囲のほぼ1聖堂区規模の領域に関して完全な管轄権を行使していたという。それに対して聖オールバンズは付属の15の聖堂を含む領域に関して特権を確保し、イーヴンハム修道院は1ハンドレッド全域にわたって事実上の司教権限を行使した。しかも「教皇勅書は、慣習あるいは国王の認可による既得権限について概して追認している」ということで、また「“靈的事項に関する完全な裁判管轄権 full jurisdiction *in spiritualibus*” は……教皇勅書によって新規に取得したというよりも、むしろ慣習上の権限を司教との協定に基づいて継続して確保したものである。」ここで“靈的事項に関する完全な裁判管轄権”の取得とは、司教権限の取得にはほかならない。

デントンはまた司教座聖堂を母聖堂とする娘修道院あるいは娘聖堂について、司教座聖堂が免属特権をもつばあいがありえたという。たとえばカンタベリー大司教は、他の司教管区内の娘聖堂に対して現地管轄の司

教を排除し、直接に裁判権を行使している。これもまた現地司教との関係からすれば、まさに免属特権に相当する。

俗人の私有聖堂については、フランク＝バーロウ⁶⁾を引用し「俗人の手中にあれば改革者の反感を買うような権限でも、聖界の個人・法人の所有であれば反感をもたれずに済むことがありうる」という。俗人は12世紀以前に、あるいはむしろ12世紀中に“司教権限 *episcopalia*”を失うが、国王は単なる俗人ではなく、俗人一般の通例から除かれる。王立自由礼拝所は、国王の古来の私有聖堂であった。教皇は13世紀まで王立自由礼拝所に関する国王の権限を確認せず、また13世紀ですらそれに同意を与えていない。ともあれ13世紀ならびに14世紀初葉の一連の勅書をみれば、イギリスの王立自由礼拝所が教皇にとって“遠い”存在であることが知られる (p. 19)。

6) F. Barlow, *Durham Jurisdictional Peculiars*, 1950, p. xi.

教皇勅書のうちでイギリスの全王立礼拝所を一括対象とするものとしては、1236年4月27日のグレゴリウス9世の勅書が知られる限り最古のものである。それ以前の勅書の対象は、いずれも単数の礼拝所であった。グレゴリウスは同じ頃にフランス国王にも一連の勅書を発給しており、文言においてイギリスの王立礼拝所に関する勅書と極度に共通している。著書によれば、これらの文書は国王権限の保護について教皇の関心の高さを示すもので、しかも文言は既得権確認の表現になっている (p. 20)。

では教皇の真意はどのように解釈すべきか。アレクサンデル3世はすでに12世紀後半にディジョンに新設された私有礼拝所を教皇の保護下におき⁷⁾、しかも現地司教などからの自由を与えた。

「教皇の権限による禁止条項として、いかなる司教あるいは他の聖職者にも当聖堂における権利のいずれについても私物化が許されず、また当聖堂に勤務する聖職者にもその私物化が許されない。」⁸⁾
しかし現実には当聖堂に勤務する参事会長・参事会員は聖職禄としてそ

れぞれ聖堂区聖堂を占有し、この共住聖堂の特権を口実として各聖堂についても免属特権を主張した。これこそはまさに拡張解釈にほかならない。後日インノケンティウス3世は礼拝所に関する免属特権を追認する一方で、各聖堂については司教の管轄権を認めた。

「それゆえ教皇は、この書面の権威をもって司教の朋輩に命令する。当該礼拝所に関しては、その参事会長・参事会員が教皇の特権によって現に免属されている範囲内において司教側が彼らに譲歩すべきこと。しかし各聖堂区聖堂その他に関しては、彼らが司教の裁判管轄権を明らかに容認する範囲内において彼らに対して司教の職責を自由に遂行すべきこと。」⁹⁾

デントンはほぼ同時代のフランスの事例をこのように紹介し、このばあい参事会長・参事会員の自由がおそらく司教権限の侵害にまで及んでいない」という判断を述べている (p. 20)。

7) “in ius et proprietatem nostram et ecclesiae Romanae”

8) “auctoritate apostolica prohibentes ne cui episcopo vel aliae ecclesiasticae personae liceat quidquam iuris sibi in eadem ecclesia, vel clericis eidem ecclesiae servantibus, vendicare.”

9) “Quocirca fraternitati tuae presentium auctoritate mandamus quatenus in quantum exempti sunt eiusdem ratione capellae apostolicis privilegiis deferar reverenter, sed in quantum ratione parochialium ecclesiarum vel alia iurisdictionem tuam respicere dignoscuntur officii tui debitum in eosdem libere prosequaris.”

ここでディジョンの礼拝所に対するインノケンティウス3世の勅書が引用されたのは、イギリス国王に対するグレゴリウス9世の勅書の真意を推定するためである。デントンはグレゴリウス9世についても、司教権限に打撃を与える意図があったとは考えていない。その勅書の文言は通常の認可の文言と異ならず、またローマ教皇庁の側でイギリスの王立礼拝所の現状あるいはその“免属特権 *libertates et immunitates* (*liberties and immunities*)” の実際の範囲について正確に把握していたとは信じがたいという。また問題の勅書は、すでに王立自由礼拝所としての

聖マルティヌス大教会に与えていた認可事項をすべての王立自由礼拝所に拡大したものと推定されている。その推定の根拠は何か。まず聖マルティヌス大教会は、すでに教皇アレクサンデル3世から1176年の勅書によって次の通り特権の承認をえていた。

「それゆえまた教皇は、同教会の免属特権を古来のものとして、また慣習によって是認されている特権をそれとして承認し、それらを安全で永久に不可侵の権利として持続することに同意する。」¹⁰⁾

聖マルティヌス大教会は、その後にも1223年ならびに1229年の勅書で重ねて特権の承認をえた。デントンはその文言の引用を省略しているが、この2件の勅書の方が1176年の勅書にもまして、次の文言との近似性が高いという。

「また(教皇は)それらの免属特権が周知の通りイギリス国王ウィリアムならびにヘンリから、同教会の宗教上の特権として譲渡されたものであることを(承認する)。」¹¹⁾

これは上記のグレゴリウス9世の勅書の一部であり、すべての王立礼拝所を対象としている。聖マルティヌス大教会に対する認可がすべての王立自由礼拝所に“拡大”されたという推定の根拠は、まさに双方の文言の“近似性”にほかならない(p. 21)。

10) “Preterea libertates et immunitates necnon antiquas et rationabiles consuetudines ipsius ecclesie ratas habemus et firmas easque perpetuis temporibus illibatas manere sancimus.”

11) “necnon libertates et immunitates a clare memorie Willelmo et Henrico regibus Anglie pia ecclesie vestre liberalitate concessas.” [N. B.] “liberalitas: liberty, franchise”—R. E. Latham’s *Revised Medieval Latin Word-List*, 1965.

グレゴリウス9世の1236年の勅書についてはすでに言及した。デントンによれば、これには先例がありまた事前に若干の配慮もなされていた。その配慮とは何か。ヘンリ3世がすでに教皇に対して支援を要請していたことは、1231年7月20日の勅書から知られる。在地の司教によつ

て王立礼拝所の権限が侵害されているということで、ヘンリから実態調査の要請があった。教皇側の見解としては、王立礼拝所の“俗的権限”はもっぱら国王にあるが、その一方で“靈的権限”は教皇にのみ帰属する。要するにそのいずれについても司教には権限がないということである。実態調査はイーリ司教に委任された。1236年の勅書はその結果に準拠しているものと推定されている。「教皇は王立礼拝所の自由の確認を意図していたと見られるが、その自由の範囲については明確な定義がなされていない。」

この点についてデントンは、再びフランスの事例に注目している。インノケンティウス3世は、フランスのある王立礼拝所についてその自由の範囲をもっぱら礼拝所の“領域 locus”に限定した¹²⁾という。すなわちそれは“領域”に関する自由であって、礼拝所司祭の免属特権や配下の聖堂区聖堂の免属を意味しないということである。そこでデントンは Bonaguida of Arezzo の *Consuetudines Curiae Romanae* (c. 1245-46) から次の文言を引用する。

「この種の特権が軽視されていることについて、教皇は国王に対してすべての自由特権、すなわちすでに承認されている免属特権、ならびに慣習によって是認されている諸権利について、ローマ教皇あるいは諸国王あるいはその他のキリスト教信者から承認されたものとして確認する。」¹³⁾

この文言だけからしても、教皇の認可なるものの実質を誇大に考えることは不可能である。「グレゴリウス9世は、実質的に何ものも与えていない。イギリスの王立礼拝所が靈的事項に関して教皇に直属するということは、教皇にとって自明のことであった。しかしこの主張がまったく無内容であることは、13世紀を通じてはじめて明白になる」(p. 22)。

12) “cum si forsan capellanus memoratae capellae deliquerit, ut suum poena teneret auctorem, non locus in regis praejudicium, sed ille debuerit interdicti.” 「仮に著名な礼拝所の司祭が罪を犯し、その賠償責任が彼の任命権者(国王)にまで及ぶような犯罪のばあいでも、その領域ではなくて司祭本人こそが国

王側の損害に関して聖務禁止の処分を受けるべきであった。」いいかえるとこの礼拝所に関しては局地的聖務禁止 *interdictum locale* の適用を排除しながら、対人的聖務禁止 *interdictum personale* は適用可能としている。

13) “Item leviter habetur tale privilegium. Confirmamus tibi omnes libertates, immunitates approbatas et rationabiles consuetudines a Romano pontifice vel regibus vel aliis Christi fidelibus concessas.”

要するに王立自由礼拝所の“自由”の実態は、ここでもまた教皇・国王・司教の3極構造の中で考えられている。

第3章 12世紀の王立自由礼拝所

The royal free chapels of the twelfth century

デントンは王立自由礼拝所の具体例の検討に先だって、12世紀における一連の状況変化に注目し、また利用可能な史料の解釈上の諸問題に触れている。

まずその状況変化について著者の記述の要点を概観しておこう。すでに第1章で指摘されているように、大半の王立自由礼拝所の前身はアングロ＝サクソン期の“minster”あるいは“old minster”であった。これは必ずしも狭義の修道院すなわち修道会所属聖職者を構成員とする共住団体ではなく、在俗聖職者の共住聖堂でもありえた。しかも「旧ミンスター」は広大な領域にわたって母聖堂つまり中心聖堂の地位を占め、配下に数多くの聖堂区聖堂あるいは娘聖堂をもっていた。デントンがいう12世紀の状況変化とは、まずもって“旧ミンスター”の凋落であり、そのような兆候はすでに征服以前から見られた。ときには娘聖堂のみならず母聖堂までもが解体され、またときには支配領域が極度に縮小し、その結果「12世紀以降において本書の課題となりうる聖堂とは、まさに“霊的”資産・権限を主要な資産・権限とするような聖堂である。」換言すればその“俗的”資産・権限については、もはや副次的な意義しか認められないということである (p. 23)。

ほかに重要な変化として、デントンは第1に多数の王立共住聖堂が修道院に転換された事実を指摘している¹⁾。第2にやはり12世紀における

顕著な傾向として、若干の王立礼拝所の永代寄進の進行が指摘されている²⁾。これは参事会長の任命権のみの贈与ではなく、共住聖堂それ自体を司教・修道院長等に寄進し、彼らの職権によって占有させることを意味した。その司教・修道院長がそのまま参事会長とみなされたばかりもある。寄進の結果として王立礼拝所それ自体の性格が顕著に変わることもあり、また国王の特権に格別の変化がないばかりもあった。また「国王は王立礼拝所に対して直接の介入を控える事例も多いが、そのことは礼拝所に関する国王特権について、国王自身の関心が希薄であったことを意味するものではない」(p. 24)。

1) 次の4聖堂の修道院転換が例示されている。

- St Oswald's (Glos), Waltham Holy Cross (Essex): ⇨ Ordo Sancti Augustini (O. S. A.)
- Bromfield (Salop), Dover (Kent): ⇨ Ordo Sancti Benedicti (O. S. B.)

2) 次の6聖堂の寄進が例示されている。

- Bosham: ⇨ bishop of Exeter
 - Bromfield: ⇨ abbey of Gloucester
 - St Oswald's Gloucester: ⇨ archbishop of York
 - St Martin's Dover: ⇨ archbishop of Canterbury
 - Steyning (Sussex): ⇨ abbey of Fécamp (France)
 - Gnosall (Staff): ⇨ bishop of Coventry
-

続いてデントンは、利用可能な史料の状況あるいはそれらの解釈上の諸問題に触れている。最初に王立共住聖堂の大半は「とりわけ最高級の行政官僚の給養財源たりえた」³⁾という指摘がある。この点は本稿の冒頭で述べたように筆者自身のまさに最大の関心事であるが、デントンはこれを本書の中心課題と考えていない。それはさておき現存の史料の一般的状況としては、国王直轄の聖堂の参事会長であれば一覧表の作成がまだしも容易である反面、一般の参事会員については断片的な情報しかえられず、ここにまず一つの難問がある。なぜか。歴代国王のうちでも特にヘンリ3世やエドワード1世は、王立礼拝所の特権の獲得・擁護についてなるほど強い関心をもっていた。しかしこれらの特権について

は、単に国王自身のみならずその配下の行政官僚すなわち共住聖堂の参事会長・一般参事会員もまた切実な関心をもっていたからである。問題はそれだけに留まらず、当時の史料の文面では国王自身の意向と国王官僚の意向との弁別がほぼ不可能に近いという。従って結論としては、本書で仮に「国王自身の行動として述べられる事項であっても、厳密に言えば官僚を含めて国王の政府構成員 king's government 全体の行動として解釈されるべきである」(p. 25)。

3) そのことは St Martin-le-Grand, Bridgnorth, Wimborne Minster などの歴代参事会長 deans の一覧表からして明らかであるという。また彼によれば、ブリデノースは唯一の例外で、そこでは参事会長ではなくて国王自身が聖職禄占有者の人事権を行使したという。しかしこれを唯一の例外というには、さらに詳細な検証が必要ではないか。さらに各聖職禄の占有者は「その聖職禄に関して聖・俗両面にわたって個別に完全な裁判管轄権を行使し、各聖職禄はそれぞれ免属領域 peculiar であった」という (p. 24, n. 2)。なおデントンは聖マルティヌス大教会の参事会長一覧表に関して M. Reddan (in *Victoria History of London*, I, 564-5) の業績に言及しているが、この一覧表については筆者自身が前記別稿で若干の修正提案を述べている。

史料解釈上の注意事項としては、次に王立自由礼拝所がキリスト教体制内における“変則”あるいは“異例”であることが指摘され、その上で“正則”あるいは“通例”からの安易な類推に対する警告がなされている。

まず王立自由礼拝所の関係史料では、それが娘聖堂をもつばあいでもその娘聖堂を“church”と呼ばず、またその勤務者が“vicar”と呼ばれないことが多いという。それはデントンによれば、これらの用語が「いずれも“正則”の術語であり、施設としての“聖堂”も役職としての“代理司祭”も教会の階層秩序全体の中に正規に位置づけられ、その秩序規範に服すべきもの」とされていることによる。では“変則”のばあい、すなわち王立共住聖堂の“参事会長管区 deanery”所属村落の小聖堂 local church は、一般にどのように呼ばれるか。これは“chapel anciently prebendal”とも、あるいは“portion”とも記載されているという。前

者はその“礼拝所”自体が古来の聖職禄 *prebend* であることを、また後者はそれが共住聖堂の資産全体の一部分であり、特定の参事会員に聖職禄として配分されていることを意味するものか。他方この聖職禄としての小聖堂の占有者は“chaplain”と呼ばれても“vicar”とは呼ばれない可能性もあるという⁴⁾。王立共住聖堂にとって「その参事会長管区はそれ自体として共住聖堂の“(大)聖堂区”であり、また管区内の“聖職禄礼拝所”はそれぞれがいわば“(小)聖堂区聖堂”に相当し、また各礼拝所の司祭は“代理司祭”に相当する。」デントンは“変則”と“正則”との対応関係をほぼこのように述べているが、この訳文で()内の“大”・“小”とは推測に基づく筆者の補足であり、デントンの記述は必ずしも明確でない⁵⁾。いずれにせよある聖堂について免属か否かの決定権が国王側にあるとすれば、国王はまた教会法に違反することなくその聖堂を“正則”から除外し、それを聖職禄⁶⁾に追加して行政官僚等の給養財源に充当することが可能になる。要するに「12世紀・13世紀における教会再編成の結果として、王立自由礼拝所は“変則”の存在として明確に区別された。」従ってキリスト教体制内における「それらの位置を測量する際に“正則”の尺度を使用するのは適切でない」(p. 26)。

4) ではこの“変則”に関して“parish church”や“vicar”という“正則”の用語を避けるとして、参事会長管区の住民はどのように呼ばれるか。デントンはその住民については“parishioners”という“正則”の術語を使用せざるをえないとして次の史料を例示している。“Precept to the *parishioners* of Pencriz [Penkridge] not to permit the bishop of Coventry and Lichfield and his officials or the archdeacon to enter the town of Pencriz to exercise any spiritual functions there to the prejudice of the liberty of the king's free chapel there, and not to be obedient to them in any spiritualities (1259)”——*C. P. R., 1258-66*, p. 40. ベンクリズの王立自由礼拝所の免属特権がタウン全域に及び、またその住民が同礼拝所の“聖堂区住民”であるという主張がなされている。

5) 参事会長管区についても解釈上の問題が指摘されている。その管区が史料の中で“*beneficium non curatum* (benefice without cure)”と書かれているばかりがそれであり、文言からすればその“聖職禄”つまり参事会長管区が救霊あるいは司牧の権限“*cura animarum* (cure of souls)”を欠いていることになる。しか

しこれには“pluralist”であること、すなわち参事会長が複数の司牧管区を占有している事実の発覚を回避するための偽装の可能性もあるという。

6) 史料の記載に関して次の2例が紹介されている。

○ Wolverhampton: “*beneficium secundum consuetudinem et regiam libertatem et non curatum*”

○ St Martin’s-le-Grand: “*beneficium secundum consuetudinem dicte capelle cum alio beneficio curato compassibile*”

いずれも記載の通りであればウルヴァーハムプトンの聖職禄は司牧権限を欠いており、聖マルティヌス大教会は「他の司牧権限をもつ聖職禄との同時占有が可能な聖職禄」である。

史料解釈上の最後の問題点は、あらためて王立自由礼拝所の“自由”の内容であり、また逆にいえば司教権限の性格・範囲である。教皇は王立共住聖堂に対してむしろ積極的に司教権限からの免属特権を認めている。そのばあい問題は共住聖堂それ自体ではなく、むしろその参事会長管区つまり付属聖堂区であった。では「共住聖堂付属の“聖職禄聖堂”つまり事実上の聖堂区聖堂は、司教の干渉から自由であると見なされていたか。」デントンによれば、このような問題設定それ自体が別な問題を含んでいる。これらの王立礼拝所は、何らかの共同体すなわちその付属聖堂区に奉仕するために存在したからである。従って共住聖堂と付属聖堂区とを峻別して考えることが可能であったとはおもわれず、本書の課題は王立礼拝所とその管区司教との関係を全体として考察することにはほかならない。では13世紀に王立自由礼拝所の自由として主張されるものは、12世紀においてはどの程度まで達成されていたか。司教管区に関する司教権限は、13世紀にはすでに管区内の任意の聖堂について聖職者任命権・巡察権ならびに懲罰権を含んでいた。しかし12世紀以前には司教権限の定義がさほど容易でない。司教権限は“*episcopales consuetudines (episcopal customs)*”と表現されることがある。この“司教の慣習”とは、もともと司教に対する慣習上の給付金あるいは聖香油 *chrisma* (*chrism*) などの給付物をも意味し、またそれらの徴収権や司教管区の司祭会議 *synodus* (*synod*) の召集権・運営権とも不可分の関係にあった。一般的には“司教の慣習”についてこのような説明が可能であ

る。しかしデントンは、この“司教の慣習”の性格や範囲について厳密な規定は不可能であり、実際には司教管区ごとに顕著な差異があったものと推定し「“司教の慣習”からの自由についても必ずや差異があった」という。従って著者は安易な一般論に対する警告としてここでも「個別の事例に関する個別検証の必要性を強調し、それが史料解釈上の問題指摘の結びともなっている (p. 27)。

* * * * *

この第3章の表題は「12世紀の王立自由礼拝所」となっている。では以下の検証は、知られる限りすべての王立共住聖堂を対象とするものか。実際に扱われるのは、次の13聖堂である。

- a) St Martin's-le-Grand London
- b) Wolverhampton (Staffs)
- c) Bosham (Sussex)
- d) Bromfield (Salop), priory O. S. B.
- e) St Oswald's Gloucester, priory O. S. A.
- f) St Martin's Dover (Kent), priory O. S. B.
- g) Waltham Holy Cross (Essex), abbey O. S. A.
- h) Gnosall (Staffs)
- i) Steyning (Sussex)
- j) Blyth (Notts)
- k) Pevensey (Sussex)
- l) St Bartholomew's Smithfield, priory O. S. A.⁷⁾
- m) Battle Abbey (Sussex), abbey O. S. B.⁸⁾

共住聖堂の形態の王立礼拝所はもとよりこれだけに留まらないが、この章では史料が乏しいために多くの聖堂を割愛せざるをえなかったという。たとえばコヴェントリ・リチフィールド司教管区内の王立共住聖堂は、デントン自身の表現によれば“重要な一群”であるが、ここではわずかに b)・h) の2聖堂だけが扱われている⁹⁾。またソールズベリ司教管

区内の Wimborne Minster も割愛されている。割愛の理由は、この聖堂の免属特権に関して係争の形跡が異例に少なく、従って史料が乏しいことによる。そのことは必ずしも中世を通じて常に平和であったことを意味するものではなく、1290年にドーセットの司教補佐との係争も知られているが、デントンはこの共住聖堂の諸権利が概して大幅に保全されたと推定している¹⁰⁾。「ほかの王立自由礼拝所については、免属特権に関する係争の証拠がはるかに多い」(p. 28)。

7)・8) “a royal free chapel?” と付記されている。

9) この“重要な一群”のうちで次の聖堂は別途に扱われる。

- St Mary Magdalene Bridgnorth (Salop)—原著, pp. 110-12, 119.
- St Mary Shrewsbury (Salop)
- Penkridge (Staffs)
- Tettenhall (Staffs)
- St Mary Stafford (Staffs)
- All Saints Derby (Derb)—原著, pp. 110-12, 119.

10) 同聖堂は8世紀にまず女子修道院として創立され、征服以前のある時点で在俗共住聖堂に改組された。これは参事会長と4名の参事会員とで構成され比較的小規模の共住聖堂であるが、12世紀末葉・13世紀初葉の各種史料中の王立自由礼拝所の一覧表にその名を留めている。たとえば次の1315年の一覧表がそれである。

○印は本稿既出。◎印は本稿初出。

〔記載順〕 ○St Mary Stafford; ○Derby; ○Pentrich [Penkridge]; ○Tettenhall [Tettenhall]; ○Woulvernehampton [Wolverhampton]; ○Bruggenorth [Bridgnorth]; ◎St Beriana [Buryan, Cornwall]; ○St Mary Shrewsbury; ◎St Michael in Shrewsbury castle; ○St Martin-le-Grand London; ◎Haystingges [Hastings, Sussex]; ○Wymburn [Wimborne Minster]—C.C.R., 1313-18, pp. 172 f.

王立自由礼拝所の個別検証は上記の通りまずロンドン聖マルティヌス大教会から始まり、原著の本文約150頁中でほぼ60頁が個別検証に充てられている。しかし本稿の目的はデントンの見解を大綱において紹介することであって、13聖堂の個別検証そのものではない。従ってここでは彼のほぼ60頁の記述のうちからわずか1点を抽出して言及するに留めたい。その1点とは、すでに再三にわたって指摘したように、一口に

王立自由礼拝所といっても性格が多様であるという単純な事実にはかならない。これを上記 13 聖堂に限定してみても、ほぼ次のような 6 項目の整理が可能になるだろうか。なおこれは筆者の試みであって、デントン自身の分類ではない。

(1) St Martin's-le-Grand London

これは 13 聖堂中のむしろ異例である。他の王立自由礼拝所が概して古い起源をもつものに対して、この聖堂が王権に帰属するのはウィリアム 2 世以降であるという (p. 28)。しかし王立自由礼拝所としたとえ後発であろうとも、1255 年の開封勅許状ではこの聖堂の“自由”が他の王立礼拝所の“自由”を上まわるもの、いいかえると最高級の“自由”であるとされている¹¹⁾ (p. 40)。

11) “..... St Martin le Grand, London, which is the king's free chapel and freer than his other chapels of England”—C. P. R., 1247-58, p. 400. この史料はすでに筆者の別稿でも引用しておいた。『ロンドン聖マルティヌス大教会と国王行政(上)』(『北海道大学文学部紀要』通巻 62, 昭 63/1) 79 頁以下。なおこの教会については、ほかに拙稿「同上(中)」(通巻 63, 昭 63/3)・「同上(下)」(通巻 64, 昭 63/9)および拙稿「12 世紀中葉におけるロンドン聖マルティヌス大教会——R・H・C ディヴィス論文の試訳と解説」(『東海大学札幌教養部集報』第 7 号, 昭 62/6)があり、また同教会に関するデントンの見解についてはいずれ別稿で詳細に検討すべく、ここではこれ以上の言及を避ける。

(2) Wolverhampton

ウルヴァハンプトン聖堂は、上記の通りデントンによればコヴェントリ・リチフィールド司教管内の“重要な一群”に属する王立礼拝所であり、また“旧ミンスタ”が共住聖堂に改組されたものである。ここで“重要な一群”とは、王立礼拝所としての免属特権が“一群”として一括して主張され争われたということである (p. 41 および p. 27)。

(3) Bosham

ボザム共住聖堂もまた一つの異例である。これは征服以前において司教座聖堂以外で最大級の聖堂の一つであり、エドワード証聖王からエクセタ司教に寄進され、中世のほぼ全期間を通じて同司教がこれを占有し

た。しかし「厳密に言えば、ボザムにおける歴代司教の権限は司教としてではなく国王の礼拝所司祭の資格において行使された」(p. 45)。またボザムの他の特異性としては、エクセタ司教管区ではなくチチェスタ司教管区内にあり、しかも司教座聖堂からわずか数マイルという至近の距離にあったことからして、チチェスタ司教との間で免属特権が争われることになる。13世紀初頭にはチチェスタ司教に対して共住聖堂の「付属聖堂区全体ではなく共住聖堂だけが自由であった」(p. 47)。

(4) Bromfield, Gloucester, Dover および Waltham

これら4聖堂の前身はいずれも在俗共住聖堂であるが、すでに述べたようにそれぞれ修道会へ寄進され修道院に転換されている。寄進・転換の結果として権限が変質し、その変質の過程も一様でないが、ここではその詳細に立入らない。

(5) Gnosall, Steyning, Blyth および Pevensey

これらも在俗共住聖堂であるが、やはり修道院への寄進の結果として権限が変質し、その変質の過程も一様でないが、ここではその詳細に立入らない。ノウスルはコヴェントリ司教へ、ペヴンジはチチェスタ司教へ寄進され、ステニングはフランスのフェカン修道院へ、ブライスもやはりフランスのルーアン大司教へ寄進された。

(6) St Bartholomew's Smithfield および Battle Abbey

この最後の2例には、すでに注記の通りデントン自身が本文の小節の表題において「王立自由礼拝所であるか」という疑問を付記している。

まず Augustinian Priory of St Bartholomew は“priory”と呼ばれているが、同派のプライアリは修道支院というよりは事実上の修道院である。この修道院はかつて“国王直轄荘園礼拝所”¹²⁾と書かれたことがある。しかしこの修道院は他の直轄荘園礼拝所とは異なって、在俗共住聖堂としての前史をもたず、また独自の付属聖堂区をもたない。しかも結局は司教の巡察を排除しえなかったという点で、同修道院は王立自由礼拝所に関する著者の定義に合致せず、あるいはその資格要件を充たしていない。他方バトル修道院についても、直轄荘園礼拝所であるかのご

とく主張されたことがある¹³⁾。なるほど同修道院は、国王から土地も含めて各種の寄進を受けていた。しかしその所在地にしても国王直轄の荘園ではなかった。また同修道院はチチェスタ司教との係争・妥協を通じて若干の自由を確保しえたにしても「免属修道院としてあるいは王立自由礼拝所としての完全な自由を達成したことがない」（p. 88）。

12) ① “…… Ecclesie beati Bartholomei de Lond’ et Raherio priori et Canonicis Regularibus …… quod sint liberi ab omni terrena servitute et terrena potestate et subiectione preter Episcopales consuetudines uidelicet tantum consecrationem Ecclesie, baptismum et ordinationem clericorum (1133)”——*Cartae Antiquae*, Pubs. of Pipe Roll Soc., n. s. XXXIII, 2. この勅許状では同修道院・院長・修道参事会員等が現世の一切の拘束から自由であるとされながらも、その自由は「聖堂の聖別および聖職者の洗礼・叙品という慣習上の司教権限」からの自由を含まない。② “…… Ecclesia sancti Bartholomei que est *dominica Capella* (1203)”——*Ibid.*, pp. 5 ff. これは①の追認の文書で、ここで同修道院は国王直轄荘園礼拝所と書かれている。③ “…… quod ecclesia sancti Bartholomei Lundonie, que est *dominica capella* mea …… hec ecclesia libera sicut *dominica capella* mea”——*C.P.R.*, 1416–22, p. 239. これも①の追認の文書であり、同修道院が国王直轄荘園礼拝所として自由であるとされている。

13) “…… ut ecclesia Sancti Martini de Bello [Battle] …… sicut mea *dominica capella* libera sit omnia ab omni ejus exactione ……” / “…… et sit libera ab omni consuetudine et subiectione episcoporum …… sicut ecclesia Christi Cantuariensis.”——*Cal. Charter R.*, III 195 f. 前者では「国王直轄荘園礼拝所と同様に」という文言が見られ、後者では「カンタベリのクライスト＝チャーチと同様に」と書かれている。

デントンは、第3章の末尾で“sicut mea dominica capella”すなわち「国王直轄荘園礼拝所と同様に」という文言の意味に言及し、さらに王立共住聖堂との対比で王立修道院に関する免属の達成度にふれている。まずこの種の文言は、もともとウェストミンスター修道院や聖オールバンズ修道院に関してその“自由”を表現するために用いられたという。これらの特権的な王立修道院は、なるほど国王との関係が極めて密接である。従ってその関係を表現するために類例をあげるとすれば、国王自身

の直轄荘園礼拝所がもっとも適切である。しかしそれは制度における共通性を意味するものではなく、デントンによれば「ウェストミンスター修道院と王立自由礼拝所との共通点は、いずれも王立であるという1点にしか認められない」(p. 89)。

聖バルトロメウス修道院やバトル修道院については、その「国王直轄荘園礼拝所と同様に」という文言をウェストミンスター修道院や聖オールバンズ修道院に関する同様の文言と合わせて解釈すべきである。しかし後者の2修道院についても、史料の文言があまりにも断片的でそれ自体の解釈が困難であり、前者の性格を判定するための傍証たりえないという。聖バルトロメウス修道院が直轄荘園礼拝所であるという主張は勅許状を根拠としているが、その勅許状自体が偽作であった。またバトル修道院のばあいもその主張の根拠は1157年以降の若干の勅許状と年代記とであり、しかも問題の勅許状も偽作であった。さらにグロスタ・ウォールタム・ドウヴァ・ブロムフィールドの各修道院は前記の通り王立共住聖堂から修道院に転換されたもので、これらにおいては転換以後でもかつての王立自由礼拝所以来の免属特権が残存した形跡もある。しかし結論としていえば、聖バルトロメウス修道院やバトル修道院は王立自由礼拝所としての資格要件を欠き「仮に若干の王立修道院が王立共住聖堂相当の免属特権をもつかのごとく見なされることがあろうとも、王立自由礼拝所と見なしうるのはかつての王立共住聖堂に限られる」(p. 90)。

王立共住聖堂や王立修道院は国王権限の傘下にあるとはいえ、とりわけベネディクトゥス派の大修道院は、司教権限からの免属に関して教皇に対しても個別に認可を要請することがあった。著者の表現によれば「教皇への認可要請が不首尾に終わるということは、完全な免属の貫徹が不首尾に終わることにはほかならない。」バトル修道院のばあいがそれであり、同修道院は不完全な免属をしか達成しえなかった。バトルは一面において特異例であるが、他面では王立共住聖堂の現実の状況をも例示している。バトルと同様に王立共住聖堂の免属特権もまた国王権限にのみ依存しているからである。国王は13世紀において直轄荘園礼拝所

の特権の再強化・再定義を志向する。国王の最終目標は、著者によればこれらの礼拝所について、国王権限に依存する自由つまり慣習法上の自由に教会法上の免属特権と同等の実効を確保することであった。この志向が教皇の意向と衝突するばあい、両者の抗争は「ベネディクトゥス派の修道院に関しては教皇側の勝利に終わったが、その一方で王立礼拝所の防衛に関しては国王側が強力な抵抗を展開することになる。」(p. 90)。

要するにある共住聖堂・修道院・礼拝所等が司教に対して“自由”礼拝所でありうるか否か。いいかえるとそれぞれの自由の実質あるいは自由が及びうる範囲は、国王・司教のみならず教皇も含めて3極構造の中で規定されるということであろう。デントン説の理解には、やはりこの3極構造を念頭におかなくてはならない。

第4章 13世紀における免属の王立自由礼拝所参事会長聖堂区

The exempt royal deaneries in the thirteenth century

最初に王立自由礼拝所の“参事会長聖堂区”という用語の理解のために、原著における第1章「序説」の記述の要点を再確認しておきたい。

第1点は、著者の主要な関心がいわば“狭義”の王立自由礼拝所に向けられているという事実である。これは“広義”の王立自由礼拝所すなわち史料で“王立自由礼拝所”と記載されているものの全体からすればその部分集合に過ぎない。狭義・広義は独自に聖堂区をもつか否か、すなわちその付属聖堂区の司牧の権限をもつか否かで区分され、狭義の王立自由礼拝所は付属聖堂区をもちその司牧権限をもっていた。また狭義の王立自由礼拝所は概して大規模で、その内部構成においては“共住聖堂”であり、そこには管理運営の機関として“参事会”が設置されていた。小規模の王立自由礼拝所は概して司牧すべき聖堂区をもたず、さらに参事会を欠くことが多い。

第2点は、王立自由礼拝所の付属聖堂区が“parochia (parish)”ともまた“decanatus (deanery)”とも呼ばれ、13世紀以降には後者が優勢になるという事実である。前者は一般の聖堂区と共通に用いられ、後者の

語義はその共住聖堂の参事会長“decanus (dean)”の所管聖堂区であることを示す。著者によれば“王立”のしかも“在俗”の共住聖堂については、13世紀を通じて“王立自由礼拝所”という名称が次第に定着する。すなわち“王立自由礼拝所”という用語も、またその“参事会長聖堂区”という用語も、同じ13世紀以降に普及したことになる。

要するに第4章の課題は、この“王立自由礼拝所”の事実上の“聖堂区”すなわちその“参事会長聖堂区”に関して、免属特権がどの程度に貫徹されたかという問題の個別検証である。狭義の王立自由礼拝所を主要な研究対象とするならば、この“参事会長聖堂区”つまり付属聖堂区の免属特権の実態について独立の1章が充てられるのは当然である。その免属特権すなわち司教権限からの“自由”とは、すでに第1章で述べたようにまずもって国王側の“主張”であった。その主張の現実の達成度は、時代によって、また個別の事例によって一様でない。各事例における自由の達成度は、国王・司教の力関係に依存する。しかも前章の末尾で述べたように、デントンは教皇を加えた3極構造においてこの達成度を個別に検証している。

いずれにせよ本稿ではその個別検証の過程の詳細な紹介を避けて、第4章独自の問題の所在を概括的に再現するだけに留めた。それは紙面の事情というよりも、むしろ前章までの要約との重複を避けるためである。第4章では時代が13世紀に移り、また付属聖堂区の免属特権の個別検証が主題であるとはいえ、当然のことながらそれも前章までの記述の延長線上にあり、従って結論の少なくとも要点だけはすでに示唆されているからである。

* * * * *

第4章はほぼ時代順にヘンリ3世・エドワード1世およびエドワード2世以降にわたっている。いいかえるとジョン王の治世以前には断片的にしか言及されず、その一方では14世紀の前半にも展望が及んでいる。

王立自由礼拝所の“自由”は、すでに触れたように司教の裁判管轄権

からの自由よりも財政上の自由すなわち司教の賦課・徴発からの自由を意味することもあった¹⁾。12世紀に司教権限の再編成が進行するにつれて、司教の慣習上の賦課・徴発からの自由がとりわけ先鋭な対立点になる。13世紀初葉の記録によれば、司教・司教補佐はそれぞれ新たに規定された権限を王立自由礼拝所に対しても主張しており、たとえば聖マルティヌス大教会ですらすべての娘聖堂に関して完全な自由を貫徹しえなかった。また前出のボザム共住聖堂の事例においては、ジョン王治世の初期に司教側に有利な協定が成立している²⁾。しかしボザムは、著者によればむしろ例外である。この聖堂はすでにエクセタ司教に贈与されていたことからして、国王自身の関心は聖マルティヌス大教会やウルヴァハムプトン聖堂などに比較して概して希薄であったという。若干の王立自由礼拝所に関しては国王権限が存続した。しかし「13世紀においては、王立自由礼拝所の免属特権に関してなおも再定義の余地があり、あるいはその拡張の余地すらあった」(p. 92)。

1) たとえばウェストミンスター修道院の自由について次の史料がある。

“Henricus [II] rex Anglorum etc. …… Precipio quod ecclesia et fratres Westmonasterii …… et sit quieta predicta ecclesia W. cum terris et rebus predictis et hominibus eis pertinentibus de siris et hundredis de geldo et denegeldo et auxilio vicecomitis et de omni seculari exactione *sicut capella mea dominica*.”—*Curia Regis Rolls*, VI, 177. 発給者はヘンリ3世である。受益の範囲は修道院付属聖堂・付属所領・付属資産・関係者であり、シャイアおよびハンドレッドの諸負担の免除のほか、デイン税ならびに“世俗の一切の徴発”からの免除が明記され、最後に“国王直轄荘園礼拝所と同様に”という文言が付記されている。

2) その“礼拝所聖堂区 chapelry”つまり参事会長の所管聖堂区はチチェスタ司教の裁判管轄権に帰属することになり、免属の対象は参事会員のみに限定された。なおこの“礼拝所聖堂区”という文言には次の付記がある。“cum omni populo suo et minisris suis et possessionibus et pertinentiis eius in Cicestrensi diocesi”礼拝所聖堂区の住民のみならず、参事会員以外の聖堂勤務者 ministres も免属の対象から除外されている(原著, 46頁)。

(1) ヘンリ3世

まず国王は教会との直接抗争を避けて、教皇の支援や“認可”を要請

するという基本姿勢を選択した。1236年の教皇グレゴリウス9世の勅書では、教皇側も国王のその姿勢を歓迎しているように見受けられる。このぼあいの教皇の“認可”とは、著者によればおそらく外交辞令の類であった。しかもヘンリ3世以前においては、すべての王立共住聖堂がいわゆる“慣習”に関して、包括的な免属特権はおろか、個別具体的な免属特権ですら正式に認可されていたという可能性はない。各共住聖堂における“慣習(上の諸権利)”とは、単に事実上の既得権であり、従って内容において多様であった。国王の対教皇政策の中心眼目は、王立共住聖堂に関する司教の裁判管轄権からの完全な自由であり、司教補佐・司教・大司教からの完全な自由について教皇から正式な認可を獲得することであったという。そこで著者は自問する。「教皇にせよ司教にせよ霊的統治権に対するこのような攻撃を黙認しえたか、付属聖堂区という存在すなわち教会当局が理論上で一切の権限をもたず、また現実にはほとんど権限をもたないような存在を黙認しえたか」(p. 93)。

教皇インノケンティウス4世の姿勢は、グレゴリウス9世の姿勢にもまして明白である。1245年7月の教皇勅書は、王立自由礼拝所の参事会員やその部下に関して破門宣告・聖務禁止宣告からの自由とともに賦課・徴発から自由を承認した³⁾。この勅書では王立自由礼拝所が教皇庁に直属すること、また認可の有効期限が10年間であることが明記されている。しかしこの有効期限はやがて国王によって無視され、1249年の大司教・司教あての告知文書では教皇勅書の文言を反復しながら“10年間条項”を削除し「上記の特権を永久不変のものとみなすこと」⁴⁾という文言が追加されている。また国王は、同じ1245年7月の別な教皇勅書⁵⁾を援用して主張の論拠を補強した(p. 94)。

3) “< *Bulla de privilegiis Capellarum Domini Regis* > “Innocentius [IV] Regi Anglorum illustri salutem districtius inhibemus, ne ullus Ordinarius, aut etiam delegatus, vel subdelegatus in Capellas Regias & Oratoria earundem, Ecclesiae Romanae immediate subjecta, seu Canonicos, vel servitores ipsorum, contra tenorum privilegiorum, aut indulgentiarum Apostolicae sedis, excommunicationis vel interdicti sententiam audeat

promulgare; seu aliquid ipsis onus imponere, quod aliis exemptis Ecclesiis non consuevit imponi Praesentibus usque *ad decennium* valituris (1245).”——*Foedera*, I, i, 153. 王立自由礼拝所ならびに付属礼拝堂は教皇庁に直属し、そこでは参事会員やその部下が司教あるいはその代行者から破門宣告 *excommunication* や聖務禁止宣告 *interdiction* を受けることなく、また他の免属聖堂の慣例に従ってあらゆる賦課・徴発から自由であるという。最後の一節はこの免除の有効期限を“10年間”としている。

4) “*Rex venerabilibus patribus archiepiscopis et episcopis per regnum Anglie constitutis, salutem. Volentes igitur privilegium predictum perpetuam firmitatem habere (1249)*”——*C. C. R.*, 1247-51, p. 266.

5) “*Innocentius dilecto filio Cancellario Oxoniensi salutem. Angliae Rex nobis conquerendo monstravit, quod, licet Archidiaconus Staffordiae in Capellam de Bruges [Bridgnorth], quae ipsius Regis specialis * existit, & in quam nullam jurisdictionem obtinet ordinariam, vel etiam delegatam, ab ipsa procuracionem extorquere nititur, eam interdiceret, ac ipsius Capellanos suspendere & excommunicare praesumit, in ejusdem Regis praejudicium & gravamen (1245)*”——*Foedera*, I, i, 153 f. あて名はオクスフォードの大学総長である。はじめに国王からの提訴事項が述べられている。スタッフアードの司教補佐がブリデノースの礼拝所において“*procurations*”すなわち司教への貢納を徴収し、礼拝所の聖務を禁止し、司教に聖職停止・破門の処分を課するなどの行為に及んだ。この礼拝所は国王の特別な権限に属するもので、司教やその代行者の裁判管轄権が適用されない。従って司教補佐の行為は国王への権限侵害に相当する。国王側の主張は以上の通りで、オクスフォードの総長はこの提訴に関する審問を担当することになった。

この別な教皇勅書では、注記の通りブリデノースの礼拝所に関する国王側の主張が反復された。ブリデノースは、コヴェントリ・リチフィールドの司教管区に含まれる。教皇へは同司教からも提訴があり、管区内の王立自由礼拝所ならびに関連施設・関連領域における司教・司教補佐の権限が侵害されていることについて救済を求めた。教皇はこれを受けて同司教にも勅書を送り、国王には司教・司教補佐の権限を侵害するような特権を与えていないという判断を述べている。これら2通の勅書の真意は何か。国王あての勅書には、なるほど司教管轄権の不可侵に関する条項つまり“*salva diocesana lege*”の条項がない。しかしデントンによれば教皇の意図は明白で、王立共住聖堂の免属特権には付属聖堂区の

免属が含まれていない。またその特権自体の内容にしても、教皇の真意は破門・聖務禁止の宣告や共住聖堂に対する賦課・徴発の免除に留まり、司教の巡察権限の排除にまでは及んでいないという。要するに「共住聖堂とその聖堂区との峻別は教皇にすればあまりにも自明であり、あえて明記するまでもなかった。しかし国王側では両者を峻別せず、教皇の真意を意識的に無視した」(p. 95)。グレゴリウス・インノケンティウス両教皇の勅書では、霊的事項に関する限り王立礼拝所はむしろ教皇権限に直属すべきものとされていた。これに対して国王の側では、やがて司教・大司教のみならず教皇の権限をも否認する。これはいわば「教会法上の免属特権を上まわる自由の主張であり、単に現地教会からの自由に留まらず、さらに普遍教会からの自由の主張でもあった」(p. 96)。

国王側のこうした姿勢は当然のことながら教会側の反発を誘発し、事態はついに武力衝突にまで発展した。1258年12月にコヴェントリ・リチフィールド司教 Roger Longespee は、武装集団とともに管区内のスタッフード聖母マリア聖堂へ侵入し参事会員等に危害を与えた。国王はこの事件について国王法廷での審理を主張したが、司教は聖職者身分あることを理由に国王法廷での審理を拒否し、事件は後に大司教法廷へ移されるがそこでも解決にいたらず、最終的には教皇の裁定に委ねられた(p. 99)。デントンはこの間の事実経過を詳細に述べているが⁶⁾、ここでは教皇裁定に関する総括の部分に注目するに留めよう。要するに「教皇は既存の原則を再度確認したに過ぎない。王立礼拝所は共住聖堂としては自由であるが、司牧権限をもつ聖堂としては自由でないという原則の再確認である」(p. 100)。しかし国王側は、教皇から有利な譲歩を獲得したという一方的な解釈を変えていないので「数年間にわたってスタッフード参事会長・参事会に対する破門処分が持続したとはいえ、さほどの実害があったとはおもわれない」(p. 101)。

6) 原著本文で概要を述べるほかに“付録 VI”として教皇勅書が収録されている。この付録史料についてはいずれ稿をあらためて検討したい。従ってここではわずかに国王の主張の一部に注目するに留めたい。以下の文言は“付録 IV”からの引用

である。“sicut ecclesie ac capelle cetera dicti regis fueruntque gavise plena et pacifica libertate a tempore quo regnum Anglie ad cultum fidei Christiane pervenit et antequam ibi aliqui episcopi crearentur, tali videlicet libertate quod nullus episcopus vel quivis alius ordinarius ullo unquam tempore aliqua iura episcopalia exercuit in eisdem, ipsis dumtaxat decano et capitulo exercitibus in eisdem capellis a tempore huiusmodi iura ipsa scilicet ea que possunt sine episcopo exerceri ac de causis cognoscentibus supradictis.”

国王側の主張によれば、まず聖母マリア聖堂はほかの“王立”と称せられる聖堂や礼拝所と同様に、完全な特権を安全に享受してきた。しかもその特権享受は“イギリス王国がキリスト教信仰に到達したとき以来のことであり、司教職が創設される以前から”変わっていない。さらにいかなる司教あるいはその代行者もかつてそれらの聖堂に対して司教権限を行使したことなく、付属礼拝所では以前から参事会長・参事会が司教相当の権限を行使してきたという。王立自由礼拝所の自由が司教の歴史よりも古いという主張が注目される。

王立自由礼拝所に関する国王側の政策の基本線はヘンリ 3 世の治世中に確立し、国王は王立礼拝所の参事会長をその付属聖堂区における“教会法上の司教 ecclesiastical superior”相当職と見なした。なるほど司教や司教補佐・修道院長など教会法上の裁判権占有者はだれしも破門宣告の権限を行使しえた。しかし破門執行すなわち破門対象者の逮捕のためにはそれを国王へ上申し、国王の大法官府を通じて州長官に指示する必要がある、その上申権限は、いわば“常駐司教”としての参事会長のみに認められた (p. 102)。

デントンはヘンリ 3 世治世における国王側・現地司教側の抗争経過をこのように概括し、最後にこの抗争が最終決着にいたらなかったことを聖マルティヌス大教会の事例によって指摘している。ロンドン司教が聖マルティヌス大教会の娘聖堂に裁判管轄権を行使したことについて、国王は 1250 年に同司教を召喚したということである⁷⁾。要するに「王立礼拝所ならびに付属礼拝所の免属特権を防衛するためには、不断の警戒が必要であった」ということである。なぜか。本稿でもすでに述べた通り、国王側の主張は免属特権の有効期間や適用範囲について一方的な拡張解釈を含んでいた。従って主張の根拠あるいは不動の証拠として「免属特権に関する正真正銘の教皇勅書を提示しえない限り、教会行政の日常業

務を妨害するような主張に対して司教側が反感を抱くのむしろは当然であった」(p. 103)。

7) 1250年の事例は Newport ならびに Chishull の両娘聖堂に関するもので、同種の事例はエドワード1世治世でも見られるという。このばあいには、コウルテスタ司教補佐が召還された。

(2) エドワード1世

王立自由礼拝所に関するヘンリ3世の政策は、その子エドワード1世によって継承され拡大された。まずエドワードは、専任の訴訟代行者を指名して全国の王立自由礼拝所に関する一切の訴訟を担当させた⁸⁾。この代行者は、1286年にその職権においてヘイスティングズ共住聖堂に対して一連の規則を制定した。なぜそれが可能か。国王側の主張によれば、この聖堂もまた王立自由礼拝所であるという⁹⁾。ヘイスティングズ聖堂に関するこの主張は新規の主張であり、王立自由礼拝所に関する規定をこの聖堂にまで拡張して適用するものにほかならない。これまで大半の王立礼拝所については、その自由の主張において歴史の古さが根拠とされてきた。ヘイスティングズのばあいは、古さを根拠とすることが不可能である。いずれにせよエドワード1世のもとでは、王立自由礼拝所の規定のいわば拡張適用政策つまり「新規の主張と旧来の権限の防衛とが不可分の一体として進められた」(p. 103)。

8) ① “Appointment, until Midsummer, of Master Ralph de Merlawe [Marlow], king’s clerk, as the king’s proctor in all causes and transactions affecting the king and his free chapels in England (12 May 1275).”——*C. P. R.*, 1272-81, p. 88. ② “…… for one year, of Mr R. de Merlawe, king’s clerk, as the king’s proctor in all matters touching the king’s free chapels (27 May 1275).”——*Ibid.*, p. 91. ③ “…… for three years, of Mr R. de Merlawe to be king’s proctor in all causes touching the king’s free chapels (1284)”——*C. P. R.*, 1281-92, p. 135. ①の任期が2週間後の②で1年間に更新され、さらに③では3年任期で発令されている。

9) “Presentation of W. de D., chaplain, to the church of Boxle [Boxley] in the diocese of Chichester, a prebend of the *king’s free chapel of Hastings*

(1273)”—*C. P. R., 1272-81*, p. 9. これは、ヘイスティングズの王城内の共住聖堂を“王立自由礼拝所”と明記した最初の記録であるという(原著, pp. 114 f.).

王立礼拝所のうちには、すでに権限が確定しているところもある。最大規模のものでは聖マルティヌス大教会がその典型例で、また最小規模の礼拝所としてはウィムボーン＝ミンスターがそれである。しかしほかの礼拝所においては参事会長・司教間になおも詳細・明確な合意を欠くところもあり、それぞれ現地の係争を解決するには、教皇からであれまた国王からであれ、一般原則が提示されるだけでは不十分であった。国王の政策は、なるほど大半の聖堂に関して尊重されていた。しかしコヴェントリ・リチフィールド司教管区の各礼拝所においては、John Pecham がカンタベリ大司教(1279-92)に就任した直後から頑強な抵抗が始まる。デントンによれば「彼の戦いはこれらの王立共住聖堂に対する普遍教会の権限貫徹を意図したものであるが、結果としては国王・参事会長側の支配を強化することになった」(p. 104)。

いいかえると大司教ベカムの抵抗は、最終的に妥協に終わらざるをえなかった。デントンはその抵抗の経過を各聖堂の事例にそくして具体的に述べているが、ここでは最終的な妥協の結果に触れるだけに留めよう。

妥協の交渉は1281年の復活祭議会で始まるが、大司教もリチフィールド司教座参事会の代表もこれに出席せず、代理人を派遣したに過ぎない。しかも交渉の開始に先だって合意形式に関する了解が成立しており、問題はコヴェントリ・リチフィールド司教と各王立礼拝所の参事会長・参事会との合意に委ねられていた。要するに「問題はその本質からして、大司教管区というよりもむしろ司教管区の所管事項と見なされていた」という。大司教はこの合意に参加していない。仮に1世紀以前であれば、大司教の権限が多くの王立礼拝所に及びえたが、今やカンタベリ大司教は「いかなる権限も行使せず、仲裁の権限をすら失った」(p. 108)。

交渉は短期間で終了し、同年6月3日に「リチフィールド司教および王立と称する礼拝所の間の妥協 *Compositio inter episcopum Lichfeldensem et capellas que regias se pretendunt*」という表題の文書が作

成された。これはコヴェントリ・リチフィールド司教管区内の7聖堂を対象とするもので、まず国王はこれらの聖堂の“パトロン”と規定され、次に免属の範囲が明記されている¹⁰⁾。またその免属特権については、他の免属聖堂の特権と内容において同一とされている¹¹⁾。ではこの妥協は、司教側の全面敗北であったか。参事会長・参事会員は「和解のために」また「永遠に持続すべき好意に基づいて」司教に対して若干の譲歩を約束している。すなわち司教職権による公式の“訪問”つまり巡察権限は否定されているものの、いわば非公式に「偶然に訪問する」こと、またその訪問の際に聖務を遂行することまでは否認されていない¹²⁾。しかしこれにも留保が付記され、この「譲歩の結果として上記の免属特権(exemption, liberty, and immunity)が侵害されないこと」と書かれている¹³⁾。ほかにこの文書は、妥結事項を教皇へ上申し確認を求めることを明記している¹⁴⁾。デントンによれば、この処置は和解協定の有効性に関する司教側の疑惑を解消するためのものであり、また大司教の代理人からの反発を考慮したものであった。文書の署名者は司教・国王・各参事会代表者で、前述の通り大司教の署名はない。この文書に関するデントンの総括は、参事会側が独自に事実上の“司教”を選出する権限を与えられた証拠はない”ということである。いいかえると各共住聖堂は、条件付きではあるが司教管区の中に留まったことになる。ではこの妥結事項が実際に教皇へ上申され、教皇から追認の勅書がえられたか。デントンはその結末について明言せず、次の一文をもって史料解説を結んでいる。「この文書は霊的事項に関する“教会”の統制権をこれほどまでに敢然と否認しており、この種の文書を追認するような教皇が存在する可能性は皆無に近い」(p. 110)。

10) “…… de voluntate et assensu …… domini Edwardi …… regis Anglie illustris qui earum ecclesiarum *partonus* esse dinoscitur …… consenserunt, videlicet quod predictae ecclesie decani et canonici servitores et ministri et *parochiani* earundem una cum capellis dependentibus ab eisdem ab omni ordinaria iurisdictione remaneant et sint *exempti liberi et immunes et sacro-sancte Romane ecclesie immediate subiecti* ……” 免属の範囲あるいは対象の中

に聖堂区住民 parishioners も含まれている。また最後の斜体字の部分は、ローマ教皇への直属の文言も含めて免属特権の規定の通例と基本的に異なるところがない。

11) “ita quod nulli episcopo seu ordinario alteri liceat in ecclesiis predictis aut suis capellis visitare, corrigere, de causis cognoscere *vel aliquid aliud in eisdem facere quod in aliis exemptis ecclesiis fieri minime consuevit*”
まず裁判権のみならず巡察権も及ばないことが明記され「その他ほかの免属聖堂において通例として禁止されている事項」についても免除された。

12) “adiecto tamen quod predicti decani et canonici concesserunt *pro bono pacis* ipsi episcopo quod, cum ipsum ad predictas ecclesias *declinare contigerit*, cum processione et honorificentia debita admittatur, liceatque eidem *de gratia eorundem decanorum et canonicorum duratura perpetuo* in predictis ecclesiis verbum dei proponere, ordines celebrare, oleum et crisma conficere et pueros confirmari” 非公式訪問の際には歓迎の行列と適切な表敬行事とがなされることが明記され、また聖務としては「神のことばをつたえること(説教)、聖職者の叙任式を行うこと、油を祝別して聖油に変えること、若者に堅振の秘蹟を行うこと」が許容されている。なお“pro bono pacis”は“for the sake of concord”と解説されている(*Revised Medieval Latin Word-List*)。さらに文中の“declinare”には“to visit”の意味がある(*Ibid.*)。“Et cum ipsum episcopum in ecclesiis ipsis vel earum capellis *ad preces et ad requisitionem* dictorum decanorum crisma conficere aut ordines celebrare contingerit, clericos dictarum ecclesiarum *examinatos et approbatos per decanos ipsos ad presentationem eorundem decanorum* ordinabit et crisma et oleum dabit in ecclesiis antedictis si sibi visum fuerit expedire.” 上記の聖務に関する合意事項の追記である。その聖務が現地の「参事会長の懇願・懇請に基づいて」なされること、また叙任されるべき候補者が「参事会長によって試験され適格の認定を受けて推薦されたもの」であることが明記されている。

13) “ita tamen quod pro concessione huiusmodi exemptioni libertati immunitati predictis preiudicium minime generatur.”

14) “Hec autem compositio sacrosancte ecclesie Romane summo pontifici presentur et confirmatur ab eo si ipsam duxerit confirmandam.” [以上、この文書の全文は“付録 VII”として原著の巻末に収録されている。]

コヴェントリ・リチフィールド司教管区では、王立共住聖堂の免属特権に関してその後も若干の対立が残った。しかし本稿では、それに関するデントンの記述の紹介を省略し、14世紀初頭の展望に移る。

デントンによれば、1300年の時点ですでに8聖堂¹⁵⁾が王立自由礼拝所の実質を喪失し、ほかに10聖堂が免属特権を残していた。これら10聖

堂は「いわゆる王権側の論理によって与えられた免属特権によって」自由であった。大司教ペカムの表現である¹⁶⁾。各聖堂の状況はほぼ以下の通りである。

- 聖マルティヌス大教会およびウィムボーン＝ミンスターについては、いずれも特権に関して係争の記録がない。
- コヴェントリ・リチフィールド司教管区の7共住聖堂については、おそらくダービを含めて、エドワード1世がすでに免属特権を確立している。
- グロスタ聖オズワルド修道院は、その参事会長聖堂区¹⁷⁾とともに免属修道院として王立自由礼拝所の資格を取得していた (p. 114)。

15) Pevensey, Gnosall, Steyning, Blyth, Bromfield, Dover, Waltham のほかに Bosham がそれである。これらの変質については第3章において記述され、本稿でも言及されている。最後のボザムはすでに述べたように共住聖堂としては免属特権をもつが、付属礼拝所や参事会長聖堂区に関しては、占有者エクセタ司教と現地のチチェスタ司教の支配が競合しており、デントンはこれを「完全な免属特権をもつ教会の一覧表から除外すべきである」という。

16) “par exempcion doneye si come len dist par le reisum de vostre reaute” これは “par exemption donnée ainsi qu’on dit par la raison de vorte royauté” ということか。

17) deanery of Churchdoun がそれである。

ではエドワード1世の政策は、単に父ヘンリ3世の政策の継承・定着だけに終わったと見るべきか。デントンはエドワードの関心が王立自由礼拝所の新設にも向けられていたことに注目する。古来の慣習上の権利主張が可能であればまだしも、それが不可能なばあいですらいわば強引に王立共住聖堂を設置してその参事会長の免属聖堂区を設定した。次の3例がそれであり、いずれのばあいにも結果として長い係争を誘発した。

- St Mary’s Hastings, Sussex
- St Buryan’s (Berian’s) Cornwall
- Tickhill, W. Yorks

エドワード1世は即位の際にヘイスティングス城に関する直接の支配

権を取得し、その王城内の聖母マリア共住聖堂について、王立自由礼拝所であるという主張を展開した。この共住聖堂の付属聖堂にはすでにチチェスタ司教の権限が及んでおり、国王の主張は司教権限の“横領”の意思表示にはかならない。係争はエドワードの治世を通じて継続し、死亡の直前に妥協が成立した。その妥協によって城外の付属聖堂については司教の裁判管轄権が復活し、城内の礼拝所だけが免属とされた。この点においてヘイスティングスは前出のボザムと共通しているが、古来の慣習を根拠とする権利主張の余地がないという点ではボザムと異なる。他方この妥協以後も、国王は付属聖堂の司祭に関する事実上の人事権を失っていない。国王は空席の聖職禄に候補者を推薦し、司教はこれを追認する。その上で現地の参事会長へ指示し、城内礼拝所の内陣ならびに参事会集会室に指定席を配当させる¹⁸⁾ (p. 115)。

18) 筆者自身の主要な関心は、すでに述べたように国王の事実上の人事権にある。国王はこの人事権によって、これらの聖職禄を国王官僚の給養財源に充当した。以下の史料は、国王官僚の就任までの手続きを示している。① “*Presentation of I. de C., king's clerk, to J. bishop of Chichester for admission to the prebend in the free chapel of Hastings, in the diocese of Chichester (1311)*”—*C. P. R., 1307-13*, p. 408. ② “*Mandate to the dean and chapter of the king's free chapel of Hastings for the induction of I. de C., king's clerk, to whom the king has granted the prebend in that chapel the bishop of Chichester having upon his being presented to him by the king admitted him to the prebend as appears by the letters of the bishop (1312)*”—*Ibid.*, p. 428. ③ “*Mandate to the dean and chapter of the king's free chapel of Hastings to assign a stall in the choir, and a place in the chapter, to W. de P., king's clerk, instituted rector of the prebendal church of Bolewarehutte [Bulverhythe] in that chapel (1311)*”—*Ibid.*, p. 354. ①は司教への推薦状で、②は司教がそれを文書で追認したことを示す。③は別人に関する史料であるが、城内礼拝所の内陣ならびに参事会集会室に指定席を配当させるための指令書である。なお “*the prebendal church of B. in that chapel*” という文言はこの聖職禄としての聖堂が城内礼拝所の“中”にあるような印象を与えるが、ブルヴァハイズはヘイスティングズの西方約5キロメートルにあり、この“中”とは位置ではなくて所属を示している。①②の“中”も同様である。

ティクヒルの城もエドワード1世の治世当初に王城になり、国王はかつてのブライスの“capellaria (chapelry)”すなわち礼拝所の所管聖堂区に関して、これをティクヒル城内の小礼拝所の所管聖堂区として再編成するという強引な要求をヨーク大司教へ提示した。ティクヒルはブライスの北方約8キロメートルにある。ティクヒルには礼拝所があるとはいえ、共住聖堂は存在しない。ブライスの共住聖堂は解体して久しい。かつてのブライス聖堂はノッティンガム州内の各地に7聖堂を占有し、それらが全体として礼拝所所管の聖堂区を構成していた。ティクヒル聖堂区の免属特権に関する国王の主張の根拠としては、ブライス聖堂区の再編成という一方的な名目があるに過ぎない。完全な免属の主張はその後エドワード3世からもなされているが¹⁹⁾、デントンはティクヒルの“自由礼拝所聖堂区 free chapelry”が短命に終わり、エドワード1世の死後数年以内にすでに解体していたものと推定している (p. 115)。

19) “Prohibition to the dean and chapter of the church of St Peter, York, and others from proceedings in the court christian to procure the removal of W. de K., king’s clerk, from his possession of the king’s free chapel of Tikhull, which *with the churches, chapels and members annexed* is wholly exempt from jurisdiction of the ordinary and of the court of Rome (1343)”——C. P. R., 1343-45, p. 117. Cf. also pp. 171, 388-9. 娘聖堂も含めて司教・教皇からの完全免属が主張されている。

聖ベリアンの共住聖堂については、1300年にコーンワル伯エドマンドの死亡とともに国王がパトロン権を取得し、その直後にこれを王立自由礼拝所とする主張がなされた。ここでは国王ならびに黒太子エドワードが共住聖堂と娘聖堂とに関する免属特権を確保している。主張の根拠はエセルスタン王の勅許状なるものであるが、これはおそらく1352年かその直後の偽造文書である。いずれにせよヘイスティングズ・ティクヒル・聖ベリアンの3聖堂のうちで、国王は聖ベリアンにおいてのみ完全な免属特権を確保し、ヘイスティングズでは城内礼拝所だけの局所的な成功に終わった。ティクヒルでは短期間の成功に留まっている。デントンは、これらを“正真正銘の”王立自由礼拝所とは見なしていない。いい

かえると「これらはいずれも程度の差はあれエドワード1世の創造物であり、その研究は本稿の直接の課題ではない」(p. 116)。

(3) エドワード2世以降

続いてデントンは、エドワード2世以降に新設される王立自由礼拝所として次の3聖堂に言及しているが、これらも独自に免属の付属聖堂区をもたない点で彼のいう“正真正銘の”王立自由礼拝所ではない。

- St Edith's Tamworth, Staffs
- St George's in the castle of Windsor, Berks
- St Stephen's in the palace of Westminster

しかもタムワスの聖堂については、現存史料も僅少であるが「コヴェントリ・リチフィールド司教は、その参事会長職や各聖職禄の占有者に対して引続き聖務委嘱²⁰⁾の権限を行使しており、同聖堂は王立共住聖堂にはなったが王立免属聖堂にはなっていない」という²¹⁾(p. 116)。ウィンザ城内の共住聖堂は1348年に新設され、1351年に教皇勅書によって司教権限からの免属特権を獲得した。その免属特権は、娘聖堂にまでは及んでいない²²⁾。そのみか司牧すなわち霊的事項に関しては共住聖堂の内部に対してすらソールズベリ司教の権限を容認している。しかし著者はこれが実際には空文化して「参事会長は国王に対してのみ責任を負った」と考えている。この共住聖堂は他の王城内共住聖堂に関する既存の原則を踏襲したもので、城壁の外にはもはや飛び地の聖堂区をもちえなかったという。王城内の共住聖堂の参事会員にとって娘聖堂はその聖職禄たりえたが、娘聖堂の聖堂区は免属されていないということである。またたとえば前出のウルヴァハムプトンの参事会長は、その付属聖堂区に関してまだしも事実上の“小司教”でありえた。しかし「ウィンザのように有力な王立共住聖堂でも、事実上の免属特権が絶大であるとはいえ、その参事会長は“小司教”たりえなかった」(p. 117)。

20) “institutio (institution)”とは新任者に聖務執行の権限すなわち霊的権限の行使を承認することで、聖職禄の占有権すなわち俗的権限の承認は“inductio (induction)”と呼ばれる。

21) タムワスに関するデントンの記述はこれだけで終わっているのですが、筆者自身の関心にそくして若干の情報を追加しておきたい。まずタムワスはリチフィールドの南東約10キロメートルに位置し、8世紀にオフアがここに王城を構築した。聖イーデイスとはエドガー王の娘である。聖イーデイス共住聖堂については、すでにエドワード1世治世においても、たとえば次の史料からその存在が知られる。“Mr R. de Picheford, canon of the church of St Edith, Tamworth …… (1294)”——*C. P. R., 1291-1301*, p. 122. すなわち“参事会員”が存在することから“共住聖堂”の存在が確認される。“Protection …… for Mr Henry de Clyf, dean of the *collegiate church* of Tameworth (1317).”——*C. P. R., 1313-17.*, p. 661. 共住聖堂の存在はこれによってさらに明白になる。“Grant to Philip de Weston …… of the prebend of Wylmyndcote [Wilnecote] in the collegiate church of Tomworth [*sic*], in the diocese of Lichfield, in the king’s gift by reason of the *advowsons* late of Philip Marmyon, deceased, who held in chief of the late king being in his [king’s] hands …… (1358)”——*C. P. R., 1358-61*, pp. 12 f. 国王は聖職禄の授与権を行使しているが、これは本来の授与権者たる直属封臣フィリップの死亡により、国王が封主としての権限において授与権を代行したもので、逆にこの時点のタムワスはいまだに“王立”でないことがわかる。タムワスが正式に“王立”に移行した時期は『開封勅許状簿』だけでは確認しえない。しかし少なくとも『開封勅許状簿』では、次の史料によって“王立”への移行が確認される。“Presentation of John de Thorp to the prebend which Thomas de Keynes, deceased, held in the *king’s free chapel* of Tamworth (1367).”——*C. P. R., 1364-67.*, p. 418.

22) “ad jus et proprietatem beati Petri” 聖ペテロすなわち教皇への直属の文言を含み、また免属の範囲は“capellam, collegium, canonicos, presbyteros, clericos, milites et ministros”とされ、礼拝所・共住聖堂およびその構成員に限定されている。

ウィンザのみならずウェストミンスターの共住聖堂でも、事実上の免属が法律上の特権すなわち教皇勅書による免属特権の範囲を超えた。ウェストミンスターの王立自由礼拝所もやはり1348年に設置されている。教皇勅書はここでも参事会員や勤務者の免属特権を承認する一方で「参事会長は司教から司牧を受け、また司牧に関連する一切の事項について司教に従属すべきこと」という原則を明示している²³⁾。しかしデントンによれば、この規定は厳格に守られず、たとえば教皇から年額1マークの人頭賦課金の指示がありながら、それすら納付されていない。ウェスト

ミンスターのばあい共住聖堂が設置されたということは、聖堂区とその住民に関して霊的免属の聖堂が設置されたことを意味しない²⁴⁾。ウェストミンスターは「中世後期に創設される王立自由礼拝所のうちで最高の格式をもつにもかかわらず、この共住聖堂ですら免属の付属聖堂区をもちえなかった」(p. 118)。

23) “The dean is to have jurisdiction over the canons and clerks, and they are to be exempt from ordinary jurisdiction; but *the dean is to receive cure of souls from the bishop, and is to be subject to him in all things relating to it* (1349)”——*Calendar of Papal Petitions*, I, 187.

24) ここでデントンは、ウェストミンスター“共住聖堂”とウェストミンスター“修道院”との係争に触れている。ウェストミンスター“宮殿”の居住者に対する裁判管轄権が争点であった。係争は1375年から1393年に及び、共住聖堂の免属の範囲がその関連施設に限定された(*VCH London*, I, 567 f.)。

次章では王城内の礼拝所が扱われる。そこでの問題もまた礼拝所の免属特権であり、あるいはその“自由”の内包と外延とである。

(未完、次号完結)